

共通化推進方針等について（案）

令和 8 年 6 月 8 日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、別添の共通化推進方針等の案について、同意する。

共通化推進方針案等

<共通化候補（令和7年度選定分）等>

- (1) 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスに係る共通化推進方針（案）（P1～）
- (2) ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針（案）（P6～）
- (3) 土木施設に関する住民からの通報等システムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の検討の結果報告（P11～）
※注
- (4) 畜犬管理システムに係る共通化推進方針（案）（P18～）
- (5) 職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）（P23～）
- (6) 自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針（案）（P38～）
- (7) 納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針（案）（P46～）
- (8) 住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針（案）（P50～）
- (9) 決算統計業務システムに係る共通化推進方針（案）（P58～）
- (10) 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システムに係る共通化推進方針（案）（P63～）
- (11) 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえたデジタル庁による推進策の検討の結果報告（P66～）※注

※注：(3)、(11)については、基本方針の規定に基づき、実現可能性調査の結果を踏まえ、共通化以外の方法の検討が妥当と判断されたため、その旨を報告するもの

自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
デジタル庁（総務省）

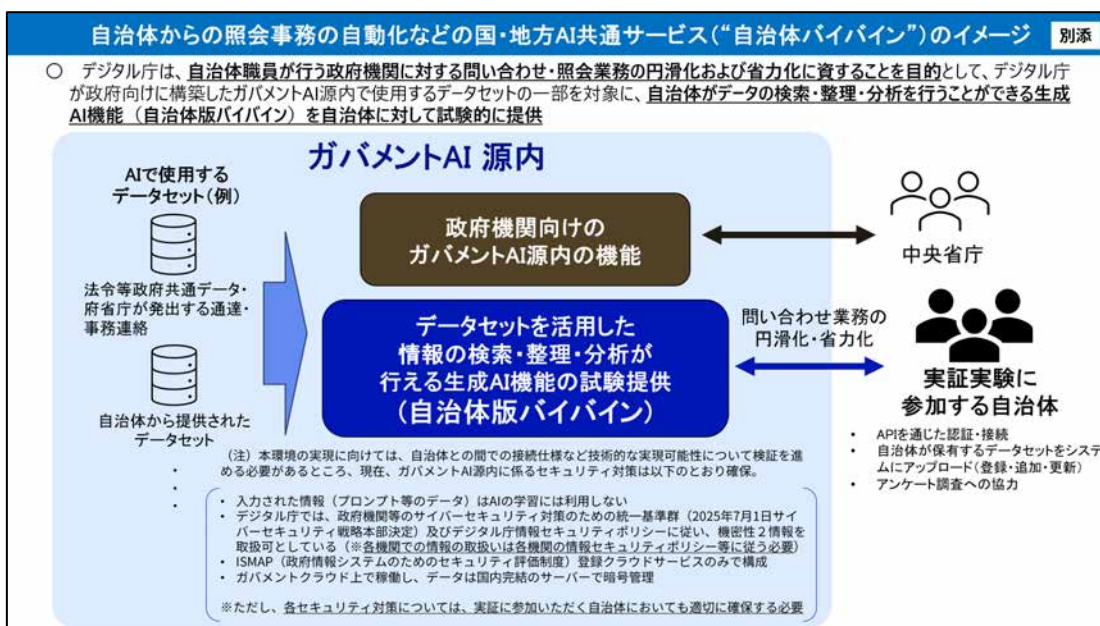
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 共通化推進方針の概要

自治体職員が行う政府機関（各府省庁）に対する問い合わせ・照会業務の円滑化及び省力化に資するため、自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスの一環として、デジタル庁が政府向けに構築したガバメント AI 源内で使用するデータセットの一部について、著作権を含む知的財産権等にも配慮しつつ、自治体がデータの検索・整理・分析を行うことができる生成 AI 機能（以下「自治体版バイバイン」という。）を自治体に対して試験的に提供する（実証実験の実施）。

本実証実験によって、当該取組の実現可能性や共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果、費用負担の在り方等を踏まえ、自治体への本格展開のあり方について検討を進める。

（イメージ）



2. 自治体版バイバインの実証実験

(1) 実証実験の概要

ア. 自治体版バイバインの実証実験の目的

- (ア) 技術的実現可能性の検証
- (イ) 業務効率化・共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の検証
- (ウ) 本格展開に向けたシステム・制度設計の検証
- (エ) 国・地方の適切な役割分担及び費用負担モデルの検証

イ. 自治体版バイバインの機能

自治体職員が行う政府機関に対する問い合わせ・照会業務の円滑化及び省力化に資することを目的として、専門的なキーワード入力を必要とせず、日常的な言葉・言語による質問（会話）形式で、業務遂行に必要な行政関連情報の検索・整理・分析を行うことができる生成 AI 機能を提供する。あわせて、特定の資料を対象とした文書の要約機能を提供し、自治体職員の情報把握に係る負担の軽減を図ることを検討する。

ウ. 自治体版バイバインから提供されるデータセット

提供されるデータセットは、政府のガバメント AI 源内で使用するデータセットの一部とし、対象となるデータ（令和 8 年度中の調達等を予定）は、官報や白書、法令など政府共通データのほか、府省庁が発出する通達・事務連絡、各種行政資料、自治体から提供されたデータセットで、著作権法その他の関係法令に基づき、自治体への提供が法的に認められるものとする。

また、自治体版バイバインを通じて提供されるデータセットは、国が調達・管理するこれらのデータに加え、自治体から提供されるデータセットを含むものとする。自治体提供データの対象範囲は、自治体が制定・公表する条例・規則・例規、議会の会議録（本会議・委員会等）、各種行政資料（総合計画・個別計画、予算・決算資料、審議会・委員会の議事録・答申等）、統計・調査データ等のほか、提供することが有益と判断されるデータとする。

エ. 自治体からのデータアップロード

自治体が保有するデータセットを自治体版バイバインへ登録・追加・更新することを可能とするため、データアップロード機能を設ける。

(2) 実証実験の参加条件（予定）

ア. 技術的条件

ネットワーク環境としてデジタル庁が提供する API（Application Programming Interface）との接続及び認証方式に対応できること。また、システム環境として、API クライアントの動作要件を満たす端末・システムを参加自治体が有すること。

イ. 自治体からのデータ提供

自治体版バイバインに係る実証実験の開始後、一定期間内に全ての政府機関及び自治体バイバインの実証実験に参加する全ての他の自治体が利用可能なデータセット（データの活用に不可欠なメタデータを含む。）を自治体版バイバイン側にアップロードすること。また、実証期間中は、データの定期的な追加・更新を継続的に行うこと。

なお、アップロードするデータセットは、著作権法その他の関係法令に基づき、政府機関及び他の自治体による利用が法的に認められるものとする。

ウ. 利用体制・ルール等の整備

自治体版バイバインの利用・管理を担当するシステム担当職員を参加自治体に1名以上配置（他業務との併任含む）することを原則とし、各団体の情報セキュリティポリシーに基づきながら自治体版バイバインの利用に関する自治体側の規程・利用ルール・ファクトチェック体制を整備すること。また、自治体職員に対して、生成 AI の適切な利用方法・注意事項に関する庁内周知・研修等を実施すること。

デジタル庁が定める様式により、自治体版バイバインの利用状況や導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。

エ. 費用負担

実証実験の実施において、自治体版バイバインの開発・構築・機能提供に係る経費はデジタル庁において負担する。また、自治体による生成 AI 機能の利用に伴い発生する大規模言語モデル（LLM）のトークン使用料についてもデジタル庁が一定額を上限として負担する。

他方、アップロードするデータの取得・整形等に要する費用及び API 接続に要する自治体側でのネットワーク関連費用は当該自治体において負担する。

オ. ログ（記録）の取扱い

自治体版バイバインは、ガバメントクラウド（政府専用のクラウド基盤）上で運用される予定であり、利用者（自治体職員）がプロンプトとして入力したデータや出力結果等のログ（記録）は、すべて日本国内のサーバーに暗号化した上で保管される。また、入力したデータについては、ガバメントAI 源内で使用する大規模言語モデル（LLM）の学習に利用されることはない。

なお、これらのログは、サービスの運用管理、機能改善、利用状況の分析、監査証跡（不正・異常の検知・抑止、インシデント発生時の原因究明、法令・規制への対応等）に資する目的のみに限定して利用される予定である。

3. 実証スケジュール

(1) システムの要件定義及びシステム開発

デジタル庁において、自治体版バイバインの要件定義及びシステム開発を推進し、令和8年10月頃から令和9年9月頃までの予定で実証実験を実施する。

(2) 実証実験の参加自治体の募集

デジタル庁において、実証実験に参加する自治体の条件を整理・具体化した上で、令和8年夏頃に参加条件等を公表し、参加自治体の公募を開始する。

(3) 実証実験の結果の公表

デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。

(4) スケジュール（線表）

取組内容の見出し	工程表																																				担当府庁												
	2025年度												2026年度												2027年度													2028年度											
	1Q			2Q			3Q			4Q			1Q			2Q			3Q			4Q			1Q			2Q			3Q			4Q				1Q			2Q			3Q			4Q		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
システムの要件定義																																																	
システム開発																																																	
実証事業参加自治体募集																																																	
実証実験の実施																																																	
実証実験の結果（中間とりまとめ）																																																	
実証実験の結果（最終とりまとめ）																																																	

ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「ふるさと住民登録システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

ふるさと住民登録システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

- ふるさと住民登録制度は、関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的として創設することとしており、多くの国民と地方公共団体が本制度を活用することができるよう、国として共通のプラットフォームとなるシステムを構築することとしている。
- 本制度では、「ベーシック登録」と「プレミアム登録」という登録区分を設けることとしている。ベーシック登録については、誰でも関心がある地方公共団体を登録できるものであり、地方公共団体が、「ベーシック登録証」を発行し、当該登録者の関心に応じた地域の様々な情報を発信することができる。プレミアム登録については、地域での担い手活動等によって一定の貢献を行った場合に登録できるものであり、地方公共団体が、「プレミアム登録証」を発行し、官民から活動をサポートする施策を提供することができる。

地方公共団体や国は、本制度を通じて、関係人口の規模や地域との関係性などの分析を行い、関係人口の実態把握につなげ、関係人口の創出・拡大に向けた効果的な施策の企画・立案・実行を図る。
- 本システムがない場合は、上記のような業務に対応するため、各地方公共団体にあっては、個別システムやアプリの構築に加え、紙による登録申請の処理や関係人口の動態の分析を行う等のアナログ的対

応を行わざるを得ないことが想定され、大きな財政・事務負担となる可能性がある。

また、国にあっても、関係人口の実態把握のため、全地方公共団体に対し、定期的に調査を行う必要が発生し、当該調査の実施に当たっては、各地方公共団体における個別の制度運用を全体的に包含することができるよう調査内容を設計するとともに、その回答の集計作業や分析に相当程度の時間を要し、大きな事務負担につながるおそれがある。

さらに、国民にとっても、各地方公共団体が独自の手法で制度を運用することで、地方公共団体ごとに異なる方法での登録申請や関係人口であることの証明等を行わざるを得ず、制度への参加が煩雑になるとともに、官民からのサポートを円滑に受けることができないことが想定されるなど、本制度の利便性が低下するおそれがある。

(イ) システムの導入状況

- ふるさと住民登録制度については、現在、国において、創設に向け、本システムの構築も含めた制度設計を進めているところであり、各地方公共団体においては、本制度に直接的に対応したシステムは構築されておらず、また、これまでの関係人口施策について、一定のシステムを構築し運用している事例も限定的である。
- 一方で、関係人口の創出・拡大のため、地方公共団体において、エクセル等の簡易な手法に加え、WEB フォームやアプリ等をインターフェースとしたシステムにより業務を遂行している場合も見受けられる。
- こうした地方公共団体における既存の取組も緩やかに包含することができるよう、ふるさと住民登録制度モデル事業（以下「モデル事業」という。）の中で、ふるさと住民登録システムとの連携の在り方について検討を進める。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

- ふるさと住民登録制度の制度運用のために必要なものであり、地方公共団体にとって共通の業務であることに加え、人口減少等を背景とした地域の担い手不足の解消・地域の活性化が急務であることに鑑み、国の共通のシステムを既存のプラットフォーム等も必要に応じ活用しながら、また、民間サービスとも連携しつつ、地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できるものと考えられる。

- このため、総務省において、ふるさと住民登録システムをガバメントクラウド上に構築し、利用を希望する地方公共団体が、総務省が定めた利用規約に同意の上、本プラットフォームを利用する形式とする（共通化パターンA）。
- なお、地方公共団体による早期の利用開始を図り、参加団体数を拡大することで、関係人口の創出・拡大の取組促進や関係人口の可視化、共通化による業務効率化といった本システム構築による効果を早期に最大化するため、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととする。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性

- 全国の地方公共団体のイベントや担い手募集情報等の各種情報を、アプリ（ふるさと住民アプリ）1つで受け取ることができる。具体的には、ベーシック登録を行えば、登録先の地方公共団体から自身の関心に応じた情報を受け取ることができる。
- また、ふるさと住民アプリでは、自身の地域での担い手活動を簡単に記録していくことができ、一定の要件を満たすと、プレミアム登録となり、地域で活動を行うための官民からの様々なサポートを受けることができる。
- さらに、ベーシック登録、プレミアム登録それぞれに対応した登録証が発行され、スマホアプリで当該登録証を表示することで、自身が当該地方公共団体における関係人口であることを簡単に証明することができる。特にプレミアム登録後に官民からサポートを受ける際には、有効に活用することができる。
- 詳細については「ふるさと住民登録制度」ガイドライン (https://www.soumu.go.jp/main_content/001064201.pdf) に記載のとおり。

(イ) 行政の効率化

- 各地方公共団体においては、本システムを利用することで、独自のシステムやアプリの構築、紙による登録申請の処理・関係人口の動態の分析を行う等のアナログ的対応といった財政的・事務的負担を軽減することができる。また、国においても、全国の関係人口の実態の把握に当たり、調査業務に係る事務的負担を大幅に軽減する

ことができる。

- こうした財政的・事務的負担が軽減された分、各地方公共団体は、地域課題・担い手ニーズの把握、関係人口と関わりを深めるための地域住民・関係人口同士での交流イベントの開催、効果的なサポート施策の検討等に重点的に取り組むことができ、更なる関係人口の創出・拡大につなげることができる。
- また、国においても、関係人口の実態把握のため実施する調査に係る事務的負担が軽減された分、各地方公共団体における関係人口の傾向に応じ、取組の主体となる地方公共団体への支援策に係る検討等を効果的に実施することができる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

- ふるさと住民登録制度については、現在、国において、創設に向け、本システムの構築も含めた制度設計を進めているところであり、各地方公共団体においては、本制度に直接的に対応したシステムは構築されておらず、また、これまでの関係人口施策について、一定のシステムを構築し運用している事例も限定的であることから大幅な調整コストは発生しないものと考えられる。
- 一方で、本制度は新たな関係人口の創出・拡大に向けた取組となることから、制度設計に当たっては、実際に活用することとなる地方公共団体の意見を丁寧に取り入れていくこととしている。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

- トータルコストの最小化については2(1)イにも記載しているが、「地方創生の基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、今後10年後(2034年度)に目指す姿として関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出する旨盛り込まれていることやモデル事業の進捗等も踏まえながら、今後、検討。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

- 本システムを構築することによる効果を最大化するためには、リリース後、早期の段階からより多くの地方公共団体において、本システムが利用される必要がある。
- 早期の利用拡大を進めていく上では、本システムを利用することで、各地方公共団体において独自のシステム等の構築やアナログ的対応といっ

土木施設に関する住民からの通報等システムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の検討の結果報告

令和8年6月8日
国土交通省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となった業務・システム「土木施設に関する住民からの通報等システム」に係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の検討の結果報告は、以下のとおりである。

1. 業務・システム名

土木施設に関する住民からの通報等システム

(1) 業務の実態

ア. 管理施設の概要

道路・河川・公園については、管理主体は、国・都道府県・市町村に分かれており、道路の場合は、高速道路株式会社が管理しているものもある。管理延長については、道路は、市町村の管理延長が長く、河川は市町村の管理延長は短く、県の管理延長が長い。公園はほぼ市町村の管理施設で、国の管理施設は17箇所しかない。このように、国・都道府県・市町村の管理の割合は、それぞれの施設で異なる。これらの施設のうち国管理施設については、それぞれの施設について事務所及び出張所が存在し、両所が連携して通報対応等も行っている。

管理者分野	国	都道府県	市町村	高速道路株式会社	合計
道路	約24,000km	約162,000km	約1,035,000km	約10,000km	約1,231,000km
河川	約11,000km	約113,000km <small>一級河川(指定区間)、二級河川</small>	約20,000km	-	約144,000km
公園	17箇所	約500箇所	約114,500箇所	-	約115,000箇所

※1 道路法及び河川法等に基づく延長等を記載。

イ. 施設管理にかかる業務実態

(ア) 道路管理

道路については、国土交通省が道路緊急ダイヤル#9910を運用している。主な通報内容は、路面のひび割れ、穴ぼこ、落下物、動物の死骸、

倒木といった道路交通に直ちに支障がある緊急の通報内容を対象としている。道路は、国道・都道府県道・市町村道・高速道路等がすべて線で繋がっていて、通報する者が道路の管理者や異状のあった場所を直ちに判断することは困難である。そのため、道路に関する緊急通報は全て道路緊急ダイヤル#9910で受けている。

通報フローとしては、異状のあった場所を確認し、管理者を特定し、その管理者（国土交通省・都道府県・市町村・高速道路株式会社）に連絡する仕組みとなっている。

通報の頻度は、1ヶ月平均すると電話が3万件程度、LINEが3,400件程度。直近1ヶ月（令和7年5月）の通報件数の内訳は、電話は高速道路・有料道路の通報が多く、LINEは都道府県・市町村の管理道路の通報が多い。

(イ) 河川管理

河川については、通報内容に、施設の異常に関するものはほぼない。問合せ・相談・苦情等としては、除草関係、河川敷の占用などの手続き関係が多い。

通報フローとしては、住民から電話、メール、来所による通報を受け、事務所職員が電話、メール、対面で対応する。

通報の頻度としては、いくつかの直轄河川事務所に関して調査したところ、年間で数百件～数千件程度である。都道府県管理の河川など管轄外施設に関する問合せはほぼない。

(ウ) 公園管理

公園については、通報内容に、施設の異常に関するものもあるが、スタッフ対応や利用者マナーなどについての苦情が多くを占める。

通報フローとしては、基本的には各公園には管理事務所があり現場スタッフが常駐しているので、公園利用者が対面で直接受け付ける。また、意見箱を園内に設置している。

通報の頻度としては、公園ごとに年間180件程度の問合せがあるが、施設の異常に関するものは1割程度で、急を要するものはほぼない。道路や河川のように線ではなく点で存在するため、異なる管理者の施設に関する問合せはほぼない。

ウ. 自治体の通報等システムの導入事例

本件システムの共通化の実現可能性調査に当たり、一部の自治体における通報等に係るシステムの導入状況を各自治体のホームページ等から調査した。

その結果、まず、名古屋市、山口市、一宮市がLINEで道路と公園の通報システムを運用していることを確認した。山口市、一宮市は、同システムの入力フォーム部分について、LoGo フォーム（ノーコード・ローコードのシステム）を使用している。また、大阪府のLINEの通報システムは道路と公園に加え河川も対象にしている。

My City Report というアプリも様々な自治体が導入しており、同アプリについて、デジタル庁がデジタル地方創生サービスカタログに掲載して、自治体に紹介している。加えて、総務省では、行政相談（行政苦情110番）として、国、地方共通の相談窓口を設置している。

エ. 道路に関する問い合わせ窓口について

(ア) 道路緊急ダイヤル #9910

道路緊急ダイヤルは、道路利用者が道路の異状等を道路管理者に通報できるシステムである。国道だけでなく、都道府県道や市町村道の通報も受付けている。

従来の電話による通報に加え、令和6年3月からLINEアプリでの通報が可能となった。LINEの場合、通報のあった場所がどこかも、道路の管理者が国・都道府県・市町村・高速道路会社なのかも、スマートフォンのGPSで自動で特定でき、異状の内容は文書に写真を添付して通報できる。そのため、利用者・国も双方の負担軽減につながった。また、聴覚障害者など電話の利用が難しい者も通報できる点も含めて、効果が見込まれる。

(イ) 道の相談室

道の相談室は、道路利用者からの法制度に関する相談や道路に関する質問など、比較的緊急性が低いものを主な対象としている。国土交通本省に加え、各地方整備局や一部の都道府県で電話やメールで相談を受付けている。

(ウ) 道路に関する問い合わせ等の流れ（現状）

道路に関する問い合わせ等の現状の流れとしては、道路緊急ダイヤル #9910 と道の相談室を、道路管理者を問わず使える窓口として運用し、ワンストップで対応しており、通報者と自治体担当者双方の負担軽減に取り組んでいる。

通報の頻度としては、道路緊急ダイヤル #9910 は、電話版が年間40万件程度、LINE版の方は運用開始1年程度で年間4万件程度である。道の相談室は電話とホームページの入力フォーム（メール）あわせて1.2万件程度である。

2. 共通化の実現可能性調査の結果

調査の結果、共通化以外の方法の検討が妥当であるとする結論に至った。

(1) 自治体への意見照会結果

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和7年8月25日に開催された第4回国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、本件システムを含む共通化候補（令和7年度選定分）の案が選定されたことに伴い、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より各自治体に対して、意見照会が実施された。その結果、本件システムの共通化に対して以下のような意見が提出された。

ア. 振り分けのための業務負担の増加

- ・河川や公園・緑地の通報も一元化するならば、位置情報からの単一的な振り分けはますます難しくなると思われる。（例えば通報者は見た目から「道路」であると項目を入力して通報したとしても、管理上は「水路」や「緑地」であって、管理部署が異なるなどがある。）
- ・道路、河川、公園・緑地などの土木施設が複数の所属にまたがり、このような場合、通報対応の際に100を超える所属の中から管理担当を探し、振り分ける業務が追加されます。結果として、1つの所属に管理が集中すると業務負担が増加し、全体的な負担軽減が困難になると考えます。

イ. 自治体への費用負担の増加

- ・共通システムへの統合は賛同するが、既存システムからの移行時に費用負担が発生しないようお願いしたい。
- ・通報システムの共通化にあたっては、通報の位置情報と対象となる土木施設の管理者を繋げるためのデータの整備が必須であることから、市区町村の財政負担が生じる場合は、補助メニューの新設を希望します。
- ・導入及び運用コストや他自治体の動向、庁内ネットワークシステム上での動作環境については不安もある。

ウ. 自治体毎のカスタマイズの必要性

- ・本町ではすでに同様のシステムを運用している。この状態で現状不都合はなく直ちに共通化する必要性を感じない。
- ・対応状況の見える化や位置情報、デジタル端末（スマホやタブレット）

との連携など各自治体で求めるシステムへの性能は異なることから、各自治体で容易にカスタマイズできるような開発を行って頂きたい。

エ. 市場独占による競争性消失

・「共通化」できれば、「トータルコストを最小化できる可能性」がある一方で、当該システム（アプリ）にかかる市場の独占により、競争性が失われるおそれがある。

・国が通報等システムに求める仕様を明確に示し、また、システム間でデータを連携する手法を構築（例えば、『アプリAで住民が通報・位置情報等入力→データ連携→アプリBで管理者が通報・位置情報等受信、回答入力→データ連携→アプリAで住民が回答受信』）するなどの対応が考えらえる。

出典：共通化候補（令和7年度選定分）案に対する地方自治体からの意見について（内閣官房デジタル行財政改革会議事務局）

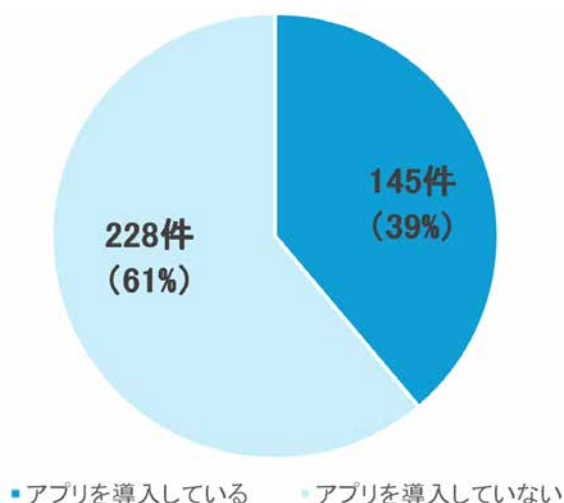
(2) 自治体へのアンケート結果

調査対象：インフラメンテナンス国民会議の行政会員 1,525 団体にアンケートを発出し、373 団体から回答（回収率 24%）

調査時期：2025 年 11 月 27 日～12 月 11 日

ア. 住民通報システムのアプリ導入状況

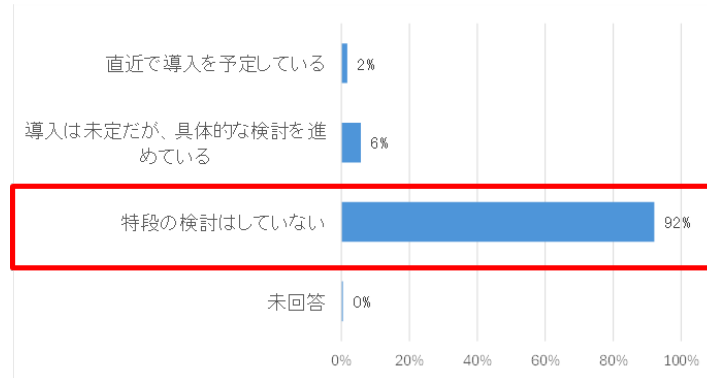
145 団体（39%）がアプリを導入している、228 団体（61%）がアプリを導入していないと回答



イ. 導入予定

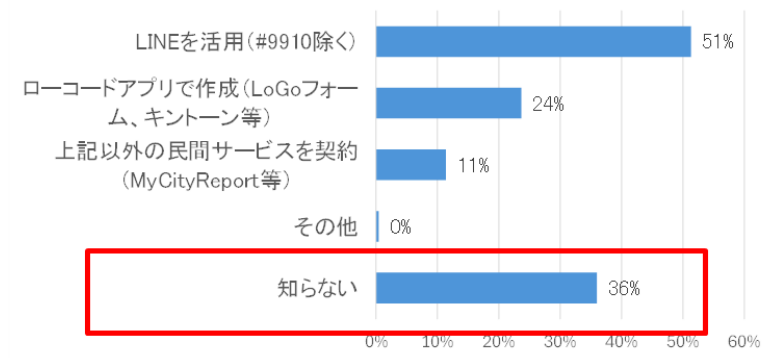
住民通報システムのアプリを導入していない自治体(228 団体)のうち、

92%の自治体は導入の検討を特段していない。



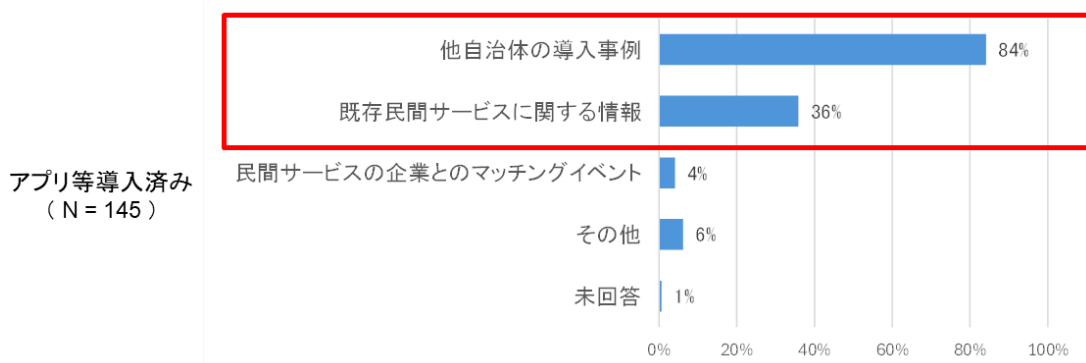
ウ. アプリの認知度

住民通報システムのアプリを導入していない自治体(228 団体)のうち、36%の自治体はそもそもアプリを知らない。

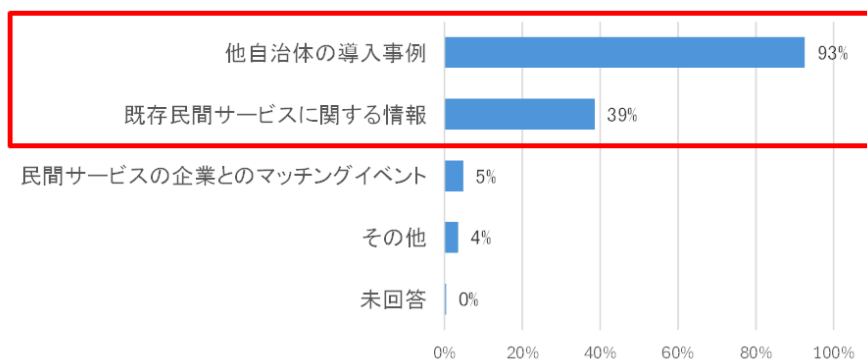


エ. 通報システムへの関心事

住民通報システムに関心ごとは「他自治体の導入事例」、「既存民間サービスに関する情報」が極めて高い。



アプリ等未導入
(N = 228)



(3) 通報等システムの共通化を進める上での課題等

○通報対応の業務実態から、国直轄施設の管理者としては、システムを共通化する必要性には直面していない。

※道路分野では、国直轄施設の緊急通報対応の付随として自治体分も受付。

○仮に全国を対象としてシステム共通化を進める場合、

- ・すでに民間企業でも市民通報アプリ提供をビジネス展開している。民間サービスを利用（利用を検討）している自治体にとっては二重の対応が必要になる。
- ・運用面でも、これまで各施設管理者へ直接通報されていたものが、システムが間に挟まって情報伝達されることから、従来と比較して対応の遅れや住民サービスの低下も懸念。
- ・システム構築や運用費用について、サービスを受益する各公物管理者（都道府県や市町村）に応分の費用負担が発生。

3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策

上記の通り、実現可能性調査の結果、本件システムについては、共通化以外の方法の検討が妥当であるとする結論に至ったところである。その結論を踏まえ、国土交通省として、「共通化候補（令和7年度選定分）」の検討状況に係る中間報告での指摘をはじめとする自治体や連絡協議会ワーキングチームから寄せられた意見や他業務で見られる「都道府県による市町村と連携した共同調達」のような取組を参考に、本件システムの推進策について検討を行った。

その結果、各自治体がニーズに応じてシステムやサービスを選択できるよう、住民通報対応に関する自治体の好事例の周知や既存の民間サービスの紹介、さらには、自治体と民間企業のマッチングイベントを令和8年度から進めていくこととする。

畜犬管理システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
厚生労働省・環境省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「畜犬管理システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

畜犬管理システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の所有者はその犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならず、市町村長は申請があったときは原簿に登録することとなっている。また、犬に対して毎年一回の予防注射が義務づけられており、法令上特段の定めはないもののその情報は原簿に記載して管理されていることが一般的である。

犬の所在地に変更があった際には、所有者は犬の新所在地を管轄する市町村長に届け出ることとされており、届出を受けた場合には、旧所在地を管轄する市町村長にその犬の新所在地を通知し、旧所在地を管轄する市町村長はその犬の原簿を送付することとされている。

この原簿を管理する方法については法令上特段の定めはなく、各市町村においてシステム、エクセルファイル、紙など様々である。なお、ここでは原簿を管理するシステムについて、便宜上、「畜犬管理システム」と呼ぶこととする。

新所在地の市町村長に原簿を送付する際、多くの市町村では原簿を印刷し、郵送しており、この作業は市町村にとって負担となっている。

また、後述の特例制度の参加にかかわらず、予防接種の記録を犬が転出入をした市町村間で共有をしている実態がある。

他方、マイクロチップを装着している犬の所有者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」

という。)に基づき、逸走した動物の早期返還等を目的として環境大臣への登録の義務が課されている。この犬の情報については、環境大臣が指定する法人が「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」(以下「マイクロチップ情報登録システム」という。)により管理している。

マイクロチップを装着している犬の所有者が動物愛護管理法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加する市町村を犬の所在地として登録した場合、同システムから当該市町村に狂犬病予防法に基づく犬の登録申請に必要な情報が通知され、同通知が登録の申請とみなされる。

所在地変更においても同様に、マイクロチップ情報登録システムより情報が通知され、狂犬病予防法に基づく犬の変更届とみなされる。

(イ) システムの導入状況

令和6年度における市町村へのアンケート調査の結果、市町村における原簿の管理方法としては、パッケージソフトが最も多く約60%を占め、Excel・Accessによる管理が合わせて約30%、紙のまま管理が3%程度であった。(2025年1月21日時点。1,273自治体が回答。)

また、パッケージソフトを利用している場合であっても、市町村毎に様々なシステムを導入していた。

イ. 共通化後の姿 (共通化パターン等)

地方分権改革提案において、

- ・犬の転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっていること(令和6年)
- ・予防注射履歴の管理のための原簿の請求が必要となり負担となっていること(令和7年)

が課題として挙げられていることを踏まえると、BPRを念頭に置き、それぞれの市町村がシステムを構築するよりも共通化の方が国と地方を通じたトータルコストを最小化できると考えられた。

なお、その際、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの依頼事項において、マイクロチップ情報登録システムと更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置くこととされていることを踏まえ、以下の表の4パターンを共通化方法の候補としてあげ、検討した。それぞれについての特徴は下記の表に示したとおり。

	説明	業務の効率化			法改正	
		市町村間の通知の電子化 (R6分権)	予防注射履歴の 一元管理 (R7分権)			
①原簿の様式のみ標準化する方法	自治体のシステムの変更を最小限に抑えるため、登録原簿の送付・取込作業が簡便になるよう、原簿様式の標準化と出力・取込機能の仕様のみを整える方法。	・郵送は不要 ・メールでの送信や出力 取込作業は必要	不可	△	不要	
②共通化パターンB	国が策定した標準仕様書に沿ったシステムを提供する事業者と自治体が契約して利用する方法。(共通化パターンB) (「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において定められた共通化の基本形)	・郵送は不要 ・メールでの送信や出力 取込作業は必要	不可	△		
③全国統一の畜犬管理システムを作成する方法 (共通化パターンA)	各自治体の畜犬管理システムを廃止し、全国統一の畜犬管理システムを作成し、全自治体で利用。					
	国管理	全国共通の原簿として国で管理	・市町村間の通知不要	可能	◎	必須
	市町村管理	システム内で市町村毎に原簿を管理する方法	・郵送は不要 ・市町村間での通知は必要(メールまたはシステム内連携)	不可	△	必須 (※要精査)
④犬と猫のマイクロチップ情報登録システムを活用する方法	犬と猫のマイクロチップ情報登録システムのうち、マイクロチップ情報登録犬の部分を畜犬管理システムとして活用。	・市町村間の通知不要	可能	◎	必須	

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

畜犬管理システムの共通化は自治体の管理方法が変更になるものであり、犬の所有者による申請などの事務が変更になるわけではないため、利便性に変化はない。

(イ) 行政の効率化

自治体間の原簿のやりとりの際の郵送等がなくなり、事務負担が軽減される。

イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計)

	導入によるコスト影響 (円、税抜) (5年間累計)		業務の効率化			法改正	
			市町村間の通知の電子化 (R6分権)	予防注射履歴の 一元管理 (R7分権)			
①原簿の様式のみ 標準化する方法	+9億~+73億	増	・ 郵送は不要 ・ メールでの送信や出力取 込作業は必要	不可	△	不要	
②共通化パターンB	+84億	増	・ 郵送は不要 ・ メールでの送信や出力取 込作業は必要	不可	△		
③全国統一の畜犬 管理システムを作 成する方法	国 管 理	-17億~-30億	減	・ 市町村間の通知不要	可能	◎	必須
	自 治 体 管 理	(メール連携)					必須 (※要精査)
		-7億	減	・ 郵送は不要 ・ 市町村間での通知は必要 (メール連携)	不可	△	
(ファイル連携)							
		+57億	増	・ 郵送は不要 ・ 市町村間での通知は必要 (システム内連携)	不可	○	
④犬と猫のマイク ロチップ情報登録 システムを活用す る方法	試算不可 (犬猫の区別をつけない設計となっ ているため、犬猫で管理主体を分割する ことは難しい)			・ 市町村間の通知不要	可能	◎	必須

その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果が大きいと試算された。

また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用する方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。

ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

すでに市町村毎にシステムを利用しているため、共通化するためには、改修等に伴うシステム整備費用や登録データの移行等の事務コストを勘案する必要がある。なお、令和6年度に行ったアンケートにおいては、システム整備費用や作業について半数以上の回答で懸念事項としてあげられた。

また、③全国統一の畜犬管理システムを作成する方法や④マイクロチップ情報登録システムを活用する方法においては、狂犬病予防業務全体を見直す必要性や法律の改正を行う必要、費用負担者の整理等の調整が必要となってくる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

原簿の様式を整備し、異なるシステムでも CSV 等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。

加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国統一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。

マイクロチップ情報登録システムとの更なる効率的かつ合理的な連携についても、地方公共団体やマイクロチップ情報の登録等を行う指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）などの関係団体の意見を丁寧に聞きながら、引き続き検討する。

(2) スケジュール

以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				2030年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
i) 原簿の連携に向けた技術支援																					
ガイドラインの作成																					厚生労働省
ガイドラインの提供																					厚生労働省
ii) 全国統一システムの検討																					
業務フローの整理																					厚生労働省
法令上の課題について検討																					厚生労働省
情報管理に関する課題について検討																					厚生労働省
その他業務整理に際し、抽出された課題について検討																					厚生労働省

※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力

職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日

法務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）¹を踏まえ、共通化の対象となる業務・システム「職務上請求システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

職務上請求システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

弁護士や司法書士等の士業者が、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までに基づく戸籍謄本等の請求（以下「職務上請求」という。）ができることとされている。

職務上請求に当たっては、不正請求の防止措置として、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第11条の2第4号等により、各士業者団体の定めた統一請求書を用いて窓口又は郵送で行っている（オンラインでの請求は行われていない。）。

¹ 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

4 【デジタル庁（3）】【総務省（3）】【法務省（4）】

戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法10条の2第3項及び住民基本台帳法12条の3第2項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ. 共通化の検討

(ア) 共通化推進方針の策定方針

「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和7年9月26日付け国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。）において、法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「案」という。）を策定することとされた。

また、その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、自治体や各士業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討することとされた。

(イ) 作業依頼を踏まえた検討の実施

a. e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等の活用について

職務上請求システムの構築に当たって最も優先すべきは、不正請求の防止である。戸籍情報は極めて機微な個人情報であり、単に「士業者であること」の確認だけでなく、職務上必要な請求であることを担保する仕組みが不可欠である。この点、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築については、資格確認はできても、請求の適法性を確認・担保する仕組みがない。

また、国家資格等情報連携・活用システムの利用が可能であるのは一部の士業者に限られており、当該システムを職務上請求システムの構築に当たって活用するのは現実的でない。加えて、案の作成段階から一部の士業者団体による職務上請求システム構築の検討が進められていたこと等の状況を慎重に考慮する必要がある。

以上からすれば、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することについては見送ることとした。

b. 自治体や各士業者団体の声を聴くことについて

【自治体との意見交換】

案の作成に当たっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（自治体メンバーも含まれる。）から意見を得た。また、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より、同事務局が実施した調査、質問・意見照会等により得られた自治体からの意見の共有を得た。

案の作成に当たって考慮が必要と判断された自治体の主な意見の

要旨として、以下のものが挙げられる。

- ① 職務上請求システムは、8土業共通のシステムとして国において標準仕様を定めることが最も合理的である。司法書士以外の土業が各々本システムを構築し、市区町村が導入する度に費用負担が生じるのであれば、普及は進まず、共通化の推進にもとることになる。
- ② 法務省において、自治体と土業者団体との調整を密に行い、請求に係る手続を請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。
- ③ 費用の見通しを明確にした上で（自治体の）負担の少ない方式を選択していただきたい。
- ④ より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。
- ⑤ 戸籍情報連携システムを活用すべき。
- ⑥ 単なるシステム化にとどまらず、業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）とすることにより、申請・審査・交付までの業務の効率化を図ることが重要。

【土業者団体との意見交換等】

また、法務省として、対象となる8つの土業者団体と意見交換や法務省における検討状況の説明を実施した。この中で、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）からは、職務上請求システムの構築を検討したいとの意向が示された。

c. 国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法について

上記b.において自治体からの意見の要旨として示した通り、システムや提供ベンダが土業ごとにバラバラになってしまうと、自治体側の契約更新などの調整コストや実際利用する際の事務コスト等が大きくなることが想定される。他方で、a.で示した通り、e-Govや国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することは困難である。

また、職務上請求は、各土業者団体が発行する専用の請求書を用いて行われているが、当該請求書は土業者団体内の自治として、研修を受講した者のみに販売を認めている団体もあるほか、請求内容を土業者団体が事後的に検証するなどの取組が行われることで不正の発生が防止されているため、職務上請求をシステムで行うことと

した場合においても、不正請求防止のための検証に係るノウハウを有する士業者団体において事後的に検証することが可能なシステムを構築することが重要であると考えられる。したがって、士業者団体が共同で構築（一つの士業者団体が構築したシステムを他の士業者団体も共同利用する場合も含む。以下同じ。）する案が、トータルコストの最小化の観点から適切であると考えられる。

ウ. 共通化後の姿

イ. を踏まえれば、士業者、士業者団体及び自治体の事務負担の軽減並びにトータルコストの最小化の観点から、士業者団体が共同で職務上請求システムを構築し、これを市区町村が導入することで、オンライン上で職務上請求を行えるようにすることが共通化後の姿として目指すべきものである。

またその際、単なるシステム化にとどまらず、申請から審査、交付に至る業務プロセス全体を見直す BPR の観点から、全士業者団体における請求書様式や記載項目等の請求書内容の統一についても併せて検討することにより、士業者団体及び自治体双方の事務負担軽減を図る。

(2) 共通化の効果

士業者団体が共同で職務上請求システムを構築し、市区町村が導入することで、以下の効果が期待される。

ア. 行政の効率化

受領した請求書の管理の事務負担や、保管スペースが不要となる。

また、手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。

オンラインでの請求では、「統一請求書の紛失」という概念が存在しないため、使用できない請求書の番号を確認する必要はない。

さらに、請求書様式や記載項目が統一されることにより、請求内容の確認や審査が容易となり、差戻しや補正対応の削減など、業務プロセス全体の効率化が図られる。

加えて、自治体におけるコストダウンが期待される。

イ. 士業者の利便性の向上

士業者は本籍地市区町村の窓口へ赴くことなく、また、郵送もすることなく、自らの事務所からオンラインで請求を行うことができるようになる。

特に、遠方の市区町村に請求する場合、従前は郵送によって請求するほかなかったが、オンラインで請求することができるようになることで、発送から到着までにかかっていた時間を短縮することができる。

また、請求がオンライン化することで、申請に係る定額小為替購入手数料が不要となり、土業者のコストダウンも期待できる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 法務大臣が定めるとされているもの

規則第 79 条の 2 の 4 第 1 項に基づいて職務上請求をオンライン上で行う場合、規則第 79 条の 4 により、統一請求書（規則第 11 条の 2 第 4 号参照）に準ずる措置として、法務大臣の定めるものが講じられている必要がある。

この措置については、法務省として、「戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて（通達）」（令和 8 年 3 月 26 日付け法務省民一第 594 号法務省民事局長通達。以下「通達」という。）を発出し、概要以下の内容を定めたところである（通達の具体的な内容については別添資料参照）。

① 電子情報処理組織により、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求を行う場合において、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣が定める電子証明書は、次のとおりとすること（通達別添 1）。

セコムパスポート for G-ID

（平成 14 年総務省・法務省・経済産業省告示第 8 号）の用に供するために作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

② 戸籍謄本等の交付請求の管理に係る事項として、例えば、請求書情報の検証について、職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること（通達別添 2 第 4 の 3 (3)）。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又は CRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL 方式による場合は、サーバから最新の CRL を取得して 24 時間以内に検証を行うこと。

また、請求書情報の保存については、職務上請求システムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から起算して 3 年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること（通達別添 2 第 4 の 3 (4)）。

イ. 士業者団体及び自治体との意見交換

法務省は、残りの7士業者団体やその所管省庁との綿密な意見交換を実施し、日司連が構築することを検討しているシステムが他の士業者団体でも共同構築することができるよう、またその際には必要かつ効率的なBPRが実施されるよう必要な調整を主導する。

さらに、各士業者団体がバラバラにシステム構築をすることで負担が増加するのではないかと自治体の懸念に寄り添うべく、日司連によるシステム構築の状況や残りの7士業者団体との意見交換や検討、調整の状況等を丁寧に説明し、理解を得ていく。また、自治体とも意見交換を行い、トータルコスト最小化も念頭におきつつ、そこで得た意見をシステム構築や運用に反映していく。

戸籍情報連携システムとの連携については、トータルコストの最小化や費用対効果の観点から妥当であるかどうかを試算・検討し、士業者団体や市区町村とも意見交換や協議の上、対応を決定する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
法務省、士業者団体、市区町村等による意見交換																					法務省 士業者団体 市区町村
システム構築・意見交換等を踏まえ必要に応じた改修																					日司連（共同構築の場合は他の士業者団体も含む） 法務省（調整を主導）
市区町村における導入																					市区町村（任意）

法務省民一第594号
令和8年3月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて (通達)

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)において、法務大臣が定めるとされているものを別紙のとおり示しますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

戸籍法施行規則の条項	法務大臣が定めるもの	
第79条の3第5項第2号	市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるとして法務大臣の定める電子証明書	別添1
第79条の4	電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置	別添2

令和8年3月26日
法務省民事局

市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第79条の3第5項第2号に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までの請求をする場合に、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書は以下のとおりである。

- セコムパスポートforG-ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

令和 8 年 3 月 2 6 日
法務省民事局

電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置

戸籍法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 9 4 号。以下「規則」という。）第 7 9 条の 4 に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求（以下「職務上請求」という。）をする場合に必要な措置として法務大臣が定めるものは以下のとおりである。

第 1 目的

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき、電子情報処理組織により戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は規則別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合において、規則第 1 1 条の 2 第 4 号に準じて請求の任に当たっている者を特定する方法を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

1 戸籍情報システム

法第 1 1 8 条第 1 項に規定する電子情報処理組織のうち、市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

2 戸籍職務上請求オンラインシステム

弁護士等が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき電子情報処理組織により行う戸籍謄本等の交付請求を処理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。なお、戸籍情報システムと電気通信回線により接続されていることを必ずしも要しない。

3 士業者団体

弁護士等の所属する会のうち、別表に掲げるものをいう。

4 統一請求書

規則第 1 1 条の 2 第 4 項に定める統一請求書をいう。

5 管轄法務局等

戸籍謄本等の請求先市町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。

6 ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及

び効果を有するハードウェア又はソフトウェアをいう。

7 データ

戸籍職務上請求オンラインシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報をいう。

8 プログラム

電子計算機を機能させて戸籍職務上請求オンラインシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。

9 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

10 ドキュメント

戸籍職務上請求オンラインシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

第3 体制等の整備

1 責任体制等の確立

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。

2 作動停止時における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍職務上請求オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

3 データの漏えいのおそれがある場合における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

4 不正アクセス判明時における対応

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備するとともに、不正アクセスが判明した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めるとともに、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講じること。

5 不正プログラムの混入の検知等

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

第4 戸籍職務上請求オンラインシステムの管理

1 ソフトウェア開発等の管理

(1) 設計の実施

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティを高める設計を行うこと。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、必要機能を明確にし、将来の規模の拡大等を考慮した設計を行うこと。

(2) 試験の実施

戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行った場合には、その試験を適切に実施すること。また、試験の実施に当たっては、ファイルの安全を確保するため、適切な措置を講ずること。

(3) 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発等に際してのエラー及び不正行為の防止

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の計画を策定すること、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の責任者を指定すること、プログラムの作成、変更又は廃止を責任者の承認を得て行うことなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ 戸籍職務上請求オンラインシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者が確認すること。

2 アクセスの管理

(1) 端末機の管理

戸籍職務上請求オンラインシステムにアクセスする端末機は、弁護士等又はその補助者及び市町村職員以外の者が使用できないものを用いること。

(2) 操作者の確認

戸籍職務上請求オンラインシステムへのログインに際しては、2つ以上の独立した要素を用いて認証を行う方法(※)により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

※知識、所有、生体のうち2つ以上の異なる属性を併用する認証方法。具体的には、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等が考えられる。

(3) 暗証番号等の取扱い

暗証番号等の規則を定め、操作者に当該規則方法を遵守させること。なお、当該規則において暗証番号の定期的な変更を定めてはならない。

(4) ファイルに対する利用制限

操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルへのアクセス制限を適切に定めること。

(5) 操作履歴の記録等

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、1年以上保存すること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(6) 複数回のアクセス失敗に対する機能

複数回のアクセスの失敗に対し、アクセス権限を一定時間取り消す機能等を設けること。

3 戸籍謄本等の交付請求の管理

(1) 請求書情報の作成

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報(令和6年2月26日付け法務省民一第503号民事局長通達記第1の2(1)に規定するものをいう。)を作成し、弁護士等の電子署名を行う機能を有すること。また、電子署名を行うに当たっては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

(2) 請求書情報の送信

戸籍職務上請求オンラインシステムは、弁護士等又はその補助者の操作により、上記(1)に基づき作成された請求書情報を市町村長に対し送信する機能を有すること。また、市町村職員が、自市町村長に送信された請求書情報を確認できるようにする機能を有すること。

また、ファイル無害化機器、無害化ソフトウェア又は無害化サービス等を導入し、請求書情報に外部ファイルを添付する際には、当該ファイルの

無害化を実施すること。

(3) 請求書情報の検証

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又はCRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL方式による場合は、サーバから最新のCRLを取得して24時間以内に検証を行うこと。

(4) 請求書情報の保存

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること。

(5) 内部統制

戸籍職務上請求オンラインシステムは、以下の場合に市町村長又は管轄法務局等に対し警告を出力する機能を有すること。また、市町村職員又は士業者団体職員の操作により、特定の電子署名がされた請求書情報について、その送信ができないように制御する機能を有すること。

ア 1か月に200件以上の請求書情報の送信がされた場合。なお、件数は電子署名を単位として計上することとする。

イ アクセス状況の分析から、正当なアクセス権限を有しない者がアクセスしていることが疑われる場合。

4 電気通信回線の通信制御等

(1) 電気通信回線を通るデータの暗号化

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村長の使用に係る電子計算機間の通信は、暗号化すること。

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して戸籍職務上請求オンラインシステムを保護するため、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないうようにするため、電気通信関係装置の管理に当たっては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を

講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村との間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、安全な方法により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(6) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡、セキュリティを侵害された場合における証拠の解析等を容易にするため、戸籍職務上請求オンラインシステムの時刻を正確な時刻に同期するため必要な措置を講ずること。

第5 外部委託の特例

士業者団体が構築する戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、上記において、市町村長が定めるとされている事項について自ら定めず、当局の承認を得て士業者団体が定める約款によることができる。

別表 (第2の3で定める士業者団体)

日本司法書士会連合会

自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
国土交通省・デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自動車臨時運行許可申請システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を活用した自動車臨時運行許可申請のオンライン化

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

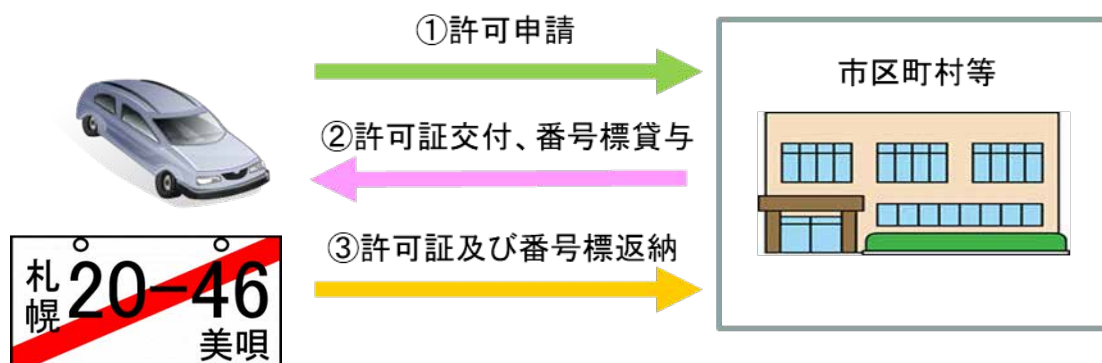
ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きである。その許可は地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされており、主に市町村の窓口において取り扱われている。

許可を受けるためには、窓口申請書を提出した上で、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠証」という。）及び許可の対象となる車両の情報を示す資料（車検証等）を提示する必要がある。

許可を受けた者は、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）の交付及び臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与を受け、それらを自動車に表示した上で運行し、許可の有効期間が満了してから5日以内に許可証及び番号標を窓口に戻却する必要がある。



(イ) システムの導入状況

一部の市区町村では、マイナポータルサービス検索・電子申請機能（以下「ぴったりサービス※」という）やLogo form、e-tumoといった民間プラットフォーム等を用いたオンライン申請が可能となっている。

一方、様々のプラットフォームが存在するため、申請者が自治体ごとに申請システムを検索する必要が生じるほか、各申請サイト・システムの操作方法を覚える必要があり、ユーザーエクスペリエンス（以下「UX」という。）に課題がある。

また、市区町村においても各自でシステムを開発及び運用・保守するコストが生じているほか、制度改正があった場合はその都度各市区町村において申請システムの改修を行う必要があり、非効率的な運用となっている。

このような状況を受け、令和7年12月からマイナポータルにおいて、ぴったりサービスを用いたオンライン化に活用可能な「標準様式」を提供開始したところ。この標準様式の提供開始以降、ぴったりサービスを用いた電子申請に対応する市区町村は令和8年3月末時点で6団体と漸増している。

※ぴったりサービスは、令和8年10月以降次期オンライン申請サービスに移行します。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

ぴったりサービスによるオンライン申請の導入を促進することで、申請プラットフォームの共通化を図る。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

オンライン申請のプラットフォームが共通化されることにより、自治体ごとに申請システムを検索する必要がなくなるとともに、それぞれのサイト・システムの操作方法を覚える必要がなくなる等UXの改善が図られる。加えて、マイナンバーカードを用いた入力補助により、申請フォームの作成負担が軽減される。

また、オンライン申請が未導入の自治体における申請のオンライン化が促進されることにより、オンライン申請が可能な者の範囲が拡大

する。

(イ) 行政の効率化

オンライン申請が未導入の市町村においては、ぴったりサービスを用いることにより、独自でシステムの開発及び運用・保守をせずとも申請のオンライン化を実現することが可能となる。また、標準様式を用いることにより、ぴったりサービス上の申請フォームを作成する作業が不要となることから、オンライン化の作業が大幅に軽減される。

既に独自のオンライン申請を導入済みの市町村においても、ぴったりサービスへ切り替えることにより、独自システムの調達や運用・保守のためのコストが不要となり、財政負担の軽減が図られる。

標準様式を用いたオンライン申請を導入している市町村においては、今後制度改正により申請書の記載事項や様式の修正等があった場合、当該制度改正の内容を国土交通省が標準様式に反映することによって、各自治体における修正作業が不要となり業務効率化が図られる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

ぴったりサービスを用いる場合、調整コストは発生しない。一方で、新たな共通システムを構築する場合などの他の共通化の手段を採った場合、システムの運用・保守のコストの負担割合の調整などが発生し、システムの開始が困難となる可能性がある。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

上記のとおり、ぴったりサービスを用いる場合はシステムの開発及び運用・保守のコスト及び調達作業が発生しない。このため、新たな共通システムの構築等他の共通化の手段と比較して、国及び地方のトータルコストが最小化されている。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジ

タル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータル
の「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリース
について」）を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様
式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請
における具体的な事務の運用や留意事項等について説明されているところ
であるが、国土交通省及びデジタル庁においては、本事務連絡の内容につ
いて各自治体に対して定期的な周知に努め、各自治体において申請者に対する
積極的な周知が行われるよう働き掛けを行うほか、関係者への広報を行う。

加えて、国土交通省及びデジタル庁は、運用状況の定期的なフォローアッ
プを実施し、当該状況を踏まえて必要に応じて新たな取組みを行う等の運用
改善を行うものとする。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
ぴったりサービスの標準様式の提供	■	■	■	■																	国土交通省
自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行 う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する法律施行規則の改正	■	■	■	■																	国土交通省
ぴったりサービスを用いたオンライン申請の周知の推 進及び導入促進	■	■	■	■																	国土交通省

事務連絡
令和7年12月18日

各市区町村 臨時運行許可業務担当部（局）御中

国土交通省物流・自動車局自動車情報課
デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

**マイナポータルの「ぴったりサービス」における
臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて**

臨時運行許可業務の推進については、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地方分権改革に関する提案においては、臨時運行許可申請のオンライン化について提案が実施されたところです。

当該提案を受け、マイナポータルのサービス検索・申請機能（ぴったりサービス）において、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式を令和7年12月25日にリリースすることになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について別紙のとおりお示しいたしますので、内容について十分御了知の上、「ぴったりサービス」によるオンライン申請を活用いただきますようお願いいたします。

臨時運行許可のオンライン申請における事務の運用について

1. 臨時運行許可のオンライン申請の目的

臨時運行許可申請について、デジタル庁が運営するマイナポータル[※]のサービス検索・申請機能（ぴったりサービス[※]）を活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図るものです。

ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の御判断によるものですが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的に御検討・御活用いただきますようお願いいたします。

※ 参照 URL <https://myrna.go.jp/search>

2. 対象となる手続

臨時運行許可申請（道路運送車両法第 34 条）

3. 臨時運行許可申請のオンライン化の実施方法

臨時運行許可申請についてぴったりサービスの利用を希望する場合には、マイナポータル申請管理操作マニュアル～サービス登録編 1.37 版の 25 頁「1. 手続を追加・削除する」をご参照の上、サービスメニューを追加ください。

4. 本人確認方法

臨時運行許可の手続では臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を受領する者の本人確認を行う必要があります。

このことから、オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、以下のとおりの取扱いとします。

（1）申請者本人が番号標の受領者の場合

本人が番号標を受領する場合は、以下のいずれかの方法によって本人確認をお願いします。

①マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合

電子署名の確認

②同電子署名が行われていない場合

マイナンバーカード等の本人確認書類の確認

（2）代理人が番号標の受領者の場合

代理人が番号標を受領する場合、代理人の身元を確認する必要があるため、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認をしてください。

5. オンライン申請における添付書類の取扱い

申請に当たり必要となる添付書類（自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）を除く。）は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像でも受付可能です。ただし、各自治体の御判断により、窓口への出頭時等に原本の提示を求めても差し支えありません。

自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口における原本提示が必須となります。

なお、現在、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討しており、同施行規則が改正された後は PDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能になります。

6. 留意事項

（1）マイナンバーカードの利用について

ぴったりサービスを用いた臨時運行許可申請の標準様式では、マイナンバーカードによる電子署名は必須ではありません。そのため、申請者はマイナンバーカードを用いずとも申請が可能です。なお、各自治体の御判断でマイナンバーカードによる電子署名を必須と設定することは妨げられておりません。

（2）法人による申請への対応

法人による申請の場合、当該法人の代表者や従業員が申請者となることにより、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能です。

（3）番号標の郵送について

各自治体の御判断によって番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも可能です。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないように適切な管理に努めてください。

（4）手数料のキャッシュレス納付について

ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応しています。

オンライン申請と同時に臨時運行許可証の手数料に係るキャッシュレス納付を導入する場合は、決済代行事業者との契約が必要となるため、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当にお問い合わせください。

（5）オンライン申請の周知について

ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、申請の URL を自治体ホームページにおいて申請者にわかりやすい箇所に表示するほか、臨時運行許可に関するリーフレット等へ申請の二次元コードを印字するなど、申請者に対し積極的に周知するようお願いいたします。

7. 問い合わせ先

本件に関するご不明点については、以下へお問い合わせください。

<臨時運行許可制度に関する事>

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

電話番号：03-5253-8587

<ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関する事>

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号：050-3818-2216

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail：support@mail.oss.myna.go.jp

<ぴったりサービスの運用に関する事>

デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

E-mail：kiban.renkei@digital.go.jp

納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針（案）

令和 8 年 6 月 8 日

総務省・デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「納税証明書等の請求・交付システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

納税証明書等[※]の請求・交付システム

※本方針において、納税証明書等とは、税証明書の中でも請求件数が多い等、デジタル化のニーズが高いと考えられる、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 10 に規定する納税証明書、同法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳記載事項証明書及び地方団体の条例に基づく個人住民税に係る所得（課税）証明書を対象とする。

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

① 納税者等

地方団体の窓口・郵送・コンビニに設置されたキオスク端末等から、発行手数料の納付を行い、各種証明書の交付請求を行う。

② 地方団体

請求者の本人確認（代理人の場合は、委任状等の確認）、証明する税目、課税年度、種別（納税証明、非課税証明等）の特定、納付状況等の確認を行ったうえで、証明書を発行し、納税者等に交付する。

(イ) システムの導入状況

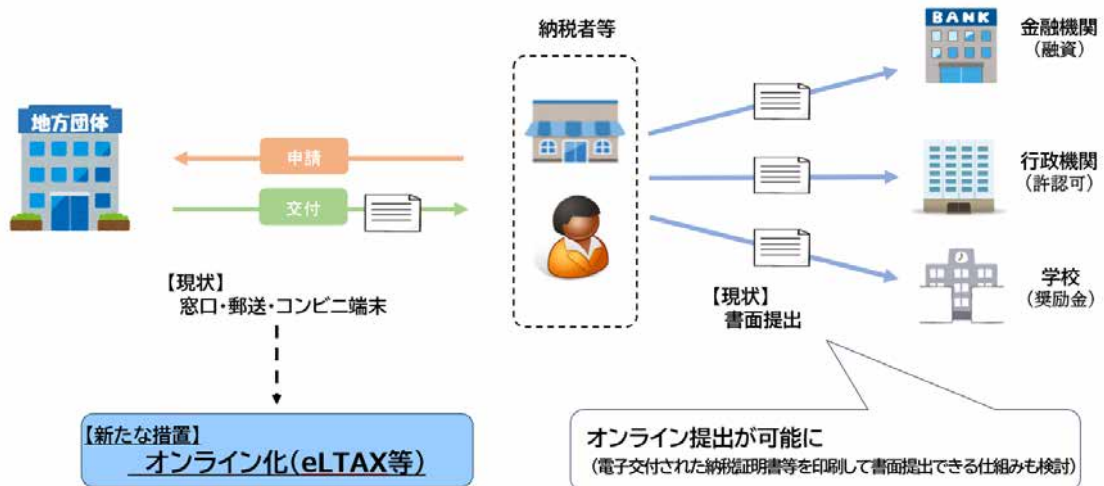
現在、一部の地方団体において、独自の電子申請システムやマイナポータルを用いた証明書の電子請求が可能となっており、代理人による請求にも対応している例も存在している。

一方、電子交付に対応している地方団体はなく、交付は書面（郵送）のみとなっている。

また、コンビニにおける税証明書の請求・交付に関しては、既に約1,000市区町村で対応しており、発行実績は年間200万件を超える（書面交付のみ）。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

共通化後の姿のイメージは以下のとおり。



- ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書等の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。
- ※ マイナポータルAPI（自己情報取得API）の活用状況を注視する。
- ※ 納税証明書等の電子交付にあたっての改ざん防止措置としては、納税証明書等の第三者への提示において真正性を確認することのできる2次元コードを当該納税証明書等に付すことを基本に検討

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

国民にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、これまで地方団体窓口やコンビニに出向く、郵送する等の必要があったが、自宅等にいながら請求から交付まで完結することになる。加えて、後続の手続（金融機関や行政機関等への提出等）においても電子データによる提出が可能となり、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

(イ) 行政の効率化

地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の

減少等、事務負担の軽減が図られる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国统一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一（標準化）するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 共通化の進め方について

納税証明書等の電子請求・交付に係る課題等については、地方税務手続の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成された「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、令和8年度以降も引き続き検討を行い、その内容も考慮しながら実装に向けた検討を更に進める。電子交付された納税証明書等が民間で広く受け入れられるよう、関係省庁や民間事業者とも連携しながら取り組む。

イ. 地方団体からの主な意見について

地方団体ごとに証明書交付事務の証明事項や取り扱いが異なるため、代理請求・代理受領への対応や課税情報等の個人情報に対するセキュリティ対策の検討など、コスト面も考慮しつつ、現場の声を十分聞くこと。また、ベンダリソースの不足や地方団体の体制整備もあるため、十分な準備期間を設けること。

→ 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会

の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。

(2) スケジュール

令和7年度地方税の電子化の推進に関する検討会とりまとめにおいて、「導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべき」とされていることを踏まえ、令和8年度以降も引き続き検討を行う中で具体化していくこととする。

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					2029年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		1Q	2Q	3Q	4Q
電子化検討会での検討																					総務省
税調プロセスでの議論																					総務省
システム改修への反映																					
・関係機関との調整																					総務省
・仕様の決定																					総務省
・標準仕様書の改定																					総務省
・地方団体における対応 等																					総務省

※今後の調整過程で変更する可能性がある。

住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
デジタル庁（総務省）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「住所・所在地情報管理システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

住所・所在地情報管理システム（住居表示業務等）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

住居表示台帳の電子化未実施団体においては、その約89%が庁内他部署からの情報照会等を受け、約82%が情報公開請求に対応している。その件数及び所要時間は、年平均約11件、1件あたり最大16.4時間である(*)。

庁内他部署からの情報照会の例としては、転入届が提出された際に、住居表示台帳を参照し、付定済みの住居番号であることの確認の実施がある。

情報公開請求への対応においては、一定期間に付定された住居番号に係る紙台帳のコピーを定期的に求められる場合があり、付定記録を基に対象図面を特定し、台帳上に申請者名等個人情報の記載がある自治体においては黒塗りし、コピーを実施している。

地番の位置情報の活用や、建築確認申請との連携等、データの利用に関する先進事例がある一方で、各団体とも建物の滅失の補足に苦労している状況が見受けられる。また、公開型GISで市民・民間事業者に対して情報を公開し、問い合わせ数の低減につなげている例もある。

(イ) システムの導入状況

住居表示台帳管理システムを導入している団体の割合は約27%である(*)。

(*) 令和7年12月～令和8年1月実施のデジタル庁調査による

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

本取組を推進する結果として、現在紙で住居表示台帳を管理する多くの市区町村において台帳の電子化が進み、結果として、庁内他部署又は他の行政機関や民間事業者が必要とするデータが整備され、当該データを活用する他の行政機関における行政運営の簡素化や民間事業者の業務の処理における利便性の向上が図られることになる。

そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携を含めて、対応策を一つに限定することなく対応の検討を進める。

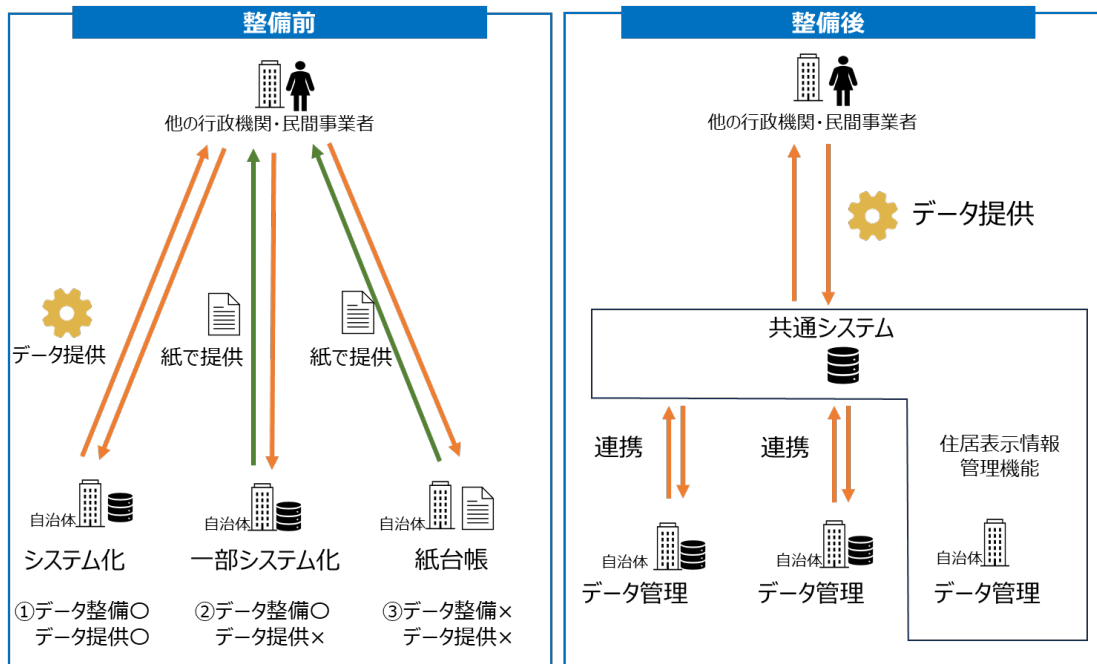
住居表示台帳の電子化未実施団体に対しては、国による住居表示情報管理共通システムを提供するとともに、住居表示台帳電子化を促進する。これらの取組により、市区町村における住居番号の付定の業務をシステム上で実施できるようにする。加えて、業務の効率化のため、共通システム（地図機能）では登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図、航空写真等行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。

住居表示台帳システム導入済み団体に対しては、データ仕様の標準化も含め既存システムと共通システム間でのデータ連携を検討及び推進する。

以上の施策の組合せにより、共通システムのデータベースで全国共通仕様の住居表示関連データを一元管理することを可能とする。

また、行政機関内での情報共有として、共通システムで参照用地図機能を提供し、庁内での住居表示台帳の情報の共有を容易にする。この機能においても、登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図及び航空写真等の行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。これにより、住居表示による住所・所在地の表記と地番との関係を確認できるようにする。

また、他の行政機関や民間事業者に対してデータを提供するため、住居表示関連データを出力する機能を設ける。



地番情報と住居表示情報を重ね合わせる例



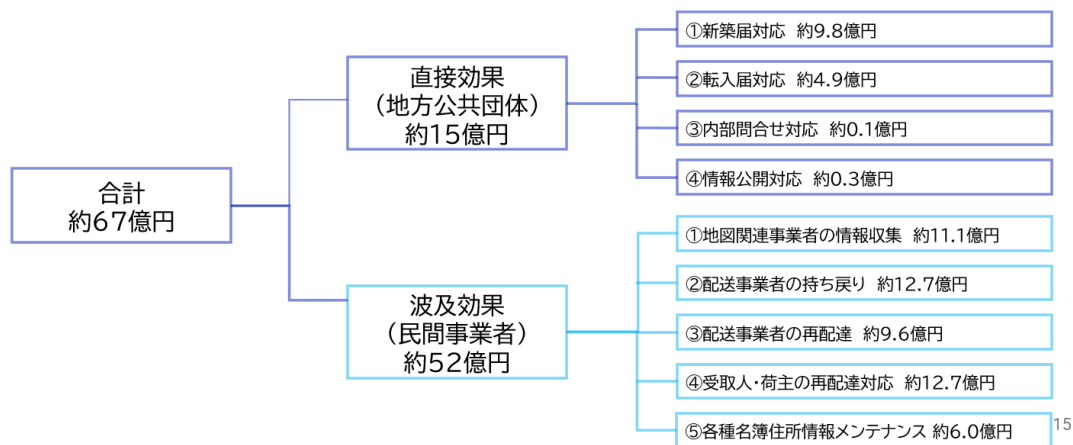
地番情報・住居表示情報・航空写真を重ね合わせる例



(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

共通システムの導入により、直接効果としての地方公共団体内の業務効率化と、波及効果としての民間事業者における効率化が実現され、5年の累計で最大約67億円程度の政策効果が見込まれる。



(ア) 国民の利便性の向上

直接効果としての地方公共団体内の業務効率化に伴う届出や問い合わせへの対応時間の短縮等の市民サービスの向上が図られる。また、アドレス・ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース住所・所在地関係データベース）整備を通じた波及効果として、民間事業者における効率化（5年累計で最大約52億円程度の効果）と、それに伴う当該民間事業者の顧客に対する利便性向上を見込む。

波及効果①地図関連事業者の情報収集 — 地図関連事業者による地図整備において、公表資料等を収集し、変化点情報を整理した上で地図の更新作業を実施しているが、対象期間における住居表示情報の異動が、位置情報を含めて提供されると、更新作業のコストが削減される。

波及効果②配送業者の持ち帰り — 新築建物の住所は配送業者のシステムに未登録のケースが多く、配達先住所の特定が困難な場合は配送業者が現地に赴いての探索や電話での確認を要している。共通システムに新築建物の住所・座標情報等が登録され、配送業者へ提供されることで、配達先の特定が容易になることで、コストが削減される。

波及効果③配送業者の再配達 — 住所未登録の新築建物への配送不能が発生した際、再配達が必要になる。共通システムにより正確な住所・座標情報等が提供されることで、再配達のコストが削減される。

波及効果④受取人・荷主側の再配達 — 住所未登録の新築建物への配送不能が発生した際、受取人・荷主側でも配送業者への再配達依頼や道案内等のコストが発生する。共通システムにより住所・座標情報等が提供されることで配送業者による持ち回りが削減され、受取人・荷主側の対応コストも削減される。

波及効果⑤各種名簿住所情報メンテナンス — 物流・ライフライン・不動産・金融事業者では、顧客名簿・配送先台帳のメンテナンスを定期的に行う必要があるが、新築の建物は住所・座標情報等が整備されていないため、独自に新築の建物の検索や情報確認を行う必要があり、多くの工数を要する。共通システムにより新築の建物の住所・座標情報等が提供されることで、新築の建物の検索・情報確認が容易になり、顧客名簿・配送先台帳等の更新業務に係る工数が削減される。メンテナンスコストの削減効果算出にあたっては、特に大規模事業者において効率化すると推定し、事業者ヒアリングをもとに業種別の顧客名簿・配送先台帳等の工数削減率を設定する。

(イ) 行政の効率化

住居表示台帳電子化未実施団体がシステム化した場合の市内の効率化の効果は5年累計で最大約15億円程度を見込む。

直接効果①新築届対応 — 共通システムにより届出住所の確認、台帳への情報記入、その他台帳を使った作業の工数が削減される。

直接効果②転入届対応 — 共通システムにより転入届受付時の住所確認の工数が削減される。

直接効果③内部問い合わせ対応 — 共通化システムにより市内での新築物件や住居表示実施区域に関する照会対応、その他情報を探す作業の工数が削減される。

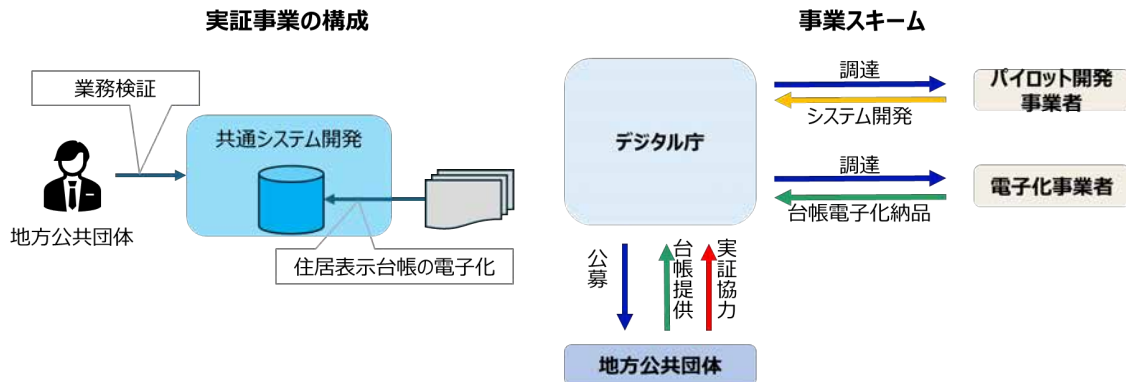
直接効果④情報公開対応 — 共通システムにより情報公開請求に応じた資料作成（個人情報を含む場合の黒塗り作業を含む）の工数が削減される。

上記の政策効果の他、地方分権提案において指摘されているとおり、住居表示台帳電子化とそのバックアップにより災害等による台帳の滅失リスクを回避することや、住居表示台帳と地番現況図の重ね合わせ表示による、住居表示情報（街区符号・住居番号）と地番の対応関係の把握が可能となる。また、共通システムから住居表示台帳のデータ提供により、民間事業者でのデータ利用や、公開型GISでの情報公開により、交付や問い合わせの低減につながる可能性がある。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成さ

れる。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体（25 団体）が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。



ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和 9 年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。

住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費等を低く抑える想定である。

住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることをアドレス・ベース・レジストリの整備として目指しており、それによる効果は 2. (2) ア. に記載のとおりである。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

共通化を進める上で、目指すべきは「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態とすることであり、アドレス・ベース・レジストリの整備方針と整合を取る必要がある。ベース・レジストリ有識者会合におい

て、住居表示情報と地番を地図上で重ね合わせることで、航空写真と地番を地図上で重ね合わせることで行政運営の効率化について検討されていることに基づき、地図情報に関してアドレス・ベース・レジストリと不動産ベース・レジストリを一体的に検討する必要がある。

アドレス・ベース・レジストリの今後の整備方針については、住居表示情報と地番について、緯度経度（地理座標）を含めて保持することで、地図上に重ね合わせられるようにすることとし、行政機関内において、他の台帳システムで利用できるようにするほか、不動産ベース・レジストリに収録されている登記情報を組み合わせることで、登記情報の検索も容易なものとする。また、座標情報含めた住居表示情報と地番情報については、民間事業者への提供も検討する。

実現に向けては、地方公共団体が管理する住居表示や地番の情報と、法務省が管理する不動産登記の情報を統合する必要がある。

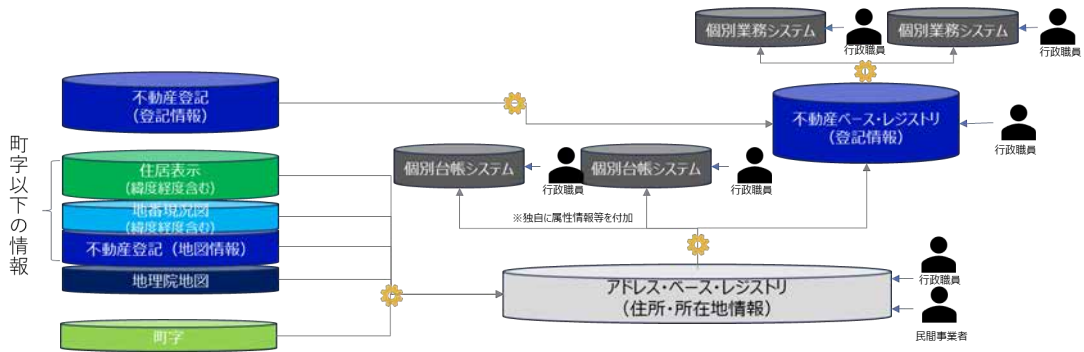
住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備（住居表示情報管理・データ提供）が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携（標準仕様等の作成を含む）及び共通システム整備（データ提供）が実現可能かについても検証を行う。

地番の位置情報について、登記所備付地図が「公共座標」の場合の対応としては、不動産ベース・レジストリ整備の成果の共通システムでの利用とし、また、登記所備付地図が「任意座標」の場合は、地番現況図（土地の区画、付番状況、位置、形状）を利用する。

また、地方公共団体において円滑な運用が確保されるよう、適切なサポート体制を構築する。



システム構成イメージは下図のとおり。



(2) スケジュール

共通化の推進については、令和7年度の地方公共団体の公募を経て、令和8年度より「住居表示台帳の電子化」と「共通システム開発」を開始する。

令和9年度に「業務検証」を実施のうえ、今後の方針を検討する。

共通化の推進に当たっては、地方公共団体にとって過度な負担とならないよう、必要な配慮をしつつ進める。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				2027年度 (令和9年度)				2028年度 (令和10年度)				2029年度 (令和11年度)				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
業務検証協力団体の公募				■																	デジタル庁・地方公共団体
住居表示台帳電子化					■	■	■	■													デジタル庁・地方公共団体
共通システム設計開発					■	■	■	■													デジタル庁
共通システム運用									■	■	■	■									デジタル庁
業務検証													■	■	■	■					地方公共団体
データ連携要件の策定					■	■	■	■													デジタル庁
対応方針の策定									■	■	■	■									デジタル庁
(以下は継続方針の場合)																					
共通システム本番運用													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
必要に応じて共通システム追加開発													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
住居表示台帳電子化の促進													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁・地方公共団体

決算統計業務システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「決算統計業務システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

決算統計業務システム（正式名称は「地方財政決算情報管理システム」）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき毎年度実施する地方公共団体の決算に関する調査である。

各地方公共団体においては、本調査への回答に当たり、財務会計システム等で保有する予算執行データ等を加工し、70種類程度存在する決算統計の調査表を作成し、決算統計業務システム（以下「現行システム」という。）を通じて国への提出を行っている。

現行の各地方公共団体における決算統計業務は、データ加工作業や調査表間の整合性の確認等、回答に当たって多大な時間を要しており、加えて、現行システムの仕様により、以下のような課題を抱えている。

- ・現行システムには、国と地方公共団体間での資料共有や質疑応答の機能がなく、情報がシステム内に集約されていない（電子メール等により決算統計業務システム外で行っている）。
- ・現行システムには、検収の際に、提出された管内団体の回答を確認する機能がないため、都道府県（市区町村担当課）は、管内団体と電子メール又は郵送等により調査表データを取得した上で検収を行うなど、非効率な状況が生じている。
- ・現行システムでは、自団体以外のデータを取得できないため、他団体のデータを参照したい場合は、e-Statに掲載されたデータを取得する必要がある。

決算統計業務は、これらの要因により業務の効率化が阻害され、特に地方公共団体における業務負荷が高くなっている。

(イ) 現行システムの導入状況

現行システムは、決算統計業務を自動化し、円滑に実施するため、平成14年度に運用開始されたものである。

現行システムは運用開始以降、基本的な構成等を変更していないため、運用に係る経費が固定化し、また、利便性向上に資する改修が十分に行われていないため旧式化している。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

(ア) 業務の実態（業務フロー等）及び(イ) システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム（以下「次期システム」という。）ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。

共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。

- ・ 決算統計業務に必要な団体間のやり取りに関する機能（マニュアル等の資料共有や質疑応答の実施・過去質疑の参照）を集約し、決算統計業務は次期システム内で完結可能とする。
- ・ 検収の際に、都道府県（市区町村担当課）は管内団体、総務省は全団体の回答を提出団体と同一フォームで確認可能とする。
- ・ 国と地方公共団体双方において、確定後（公表後）の調査データを任意の年度・項目・団体について、次期システムから手間なく迅速に入手可能とする。

また、上記以外の業務負荷の軽減に資する主な改修内容は以下のとおり。

- ・ システムのモダン化により、国・地方双方の業務効率化（複数職員による同時入力・編集等を可能に）
- ・ 提出データの入力単位を千円単位から円単位とし、提出時の加工、確認作業を軽減
- ・ 回答項目を最小粒度のみ（小計欄や重複するデータは入力不要）に設定することで団体の入力項目数を削減し、提出及び検収・審査の負担を軽減

※なお、コンバータやBI ツール機能の導入については、実現可能性調査の結果、今回の見直しにおいては見送る方針であるが、利便性向上の観点から、引き続き検討していく。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

決算統計業務システムの更改により、各地方公共団体において、調査回答の作成、回答内容の確認作業等に要する時間を削減でき、業務効率化や負担軽減が見込まれる。

また、国においても、次期システムより地方公共団体が提出したデータの閲覧、出力が可能となることによる業務効率化や負担軽減が見込まれる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。

次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。

なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

上述のとおり、決算統計業務システムの更改により、国・地方公共団体双方の業務効率化を図るとともに、地方公共団体におけるシステム改修に配慮した仕様の次期システムを設計・開発することで、国・地方を通じたトータルコストの最小化を図る。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 地方公共団体における財務会計システム等の改修

令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。

このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。

イ. 地方公共団体における次期システムへの円滑な移行

今般の決算統計業務システムの更改は、平成14年度の現行システムの運用開始以来の抜本的な見直しを伴うものであり、業務の各工程におけるシス

テムの利用方法に大幅な変更が見込まれる。

このため、次期システムの運用開始までに、地方公共団体職員向けのユーザー教育や団体における試行運用を行い、全地方公共団体の担当者が次期システムによる決算統計業務に円滑に移行することができるよう努める。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
要件定義・調達	■	■	■	■																	総務省
設計・開発					■	■	■	■													総務省
入力様式やデータ取込方法等について地方公共団体へ情報提供					■																総務省
地方公共団体へのユーザー研修									■												総務省
試行運用 ※一部地方公共団体へ協力依頼										■	■	■									総務省
運用開始													■	■	■	■	■	■	■	■	総務省

幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年6月8日
文部科学省（こども家庭庁）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

令和7年度以前、災害発生時における学校に関する被害状況等の情報収集については、文部科学省から都道府県・政令指定都市に対し、メールでエクセルファイルの調査票を送付し、それを受けた都道府県・政令指定都市が、自らが設置する学校の被害状況等の情報のほか、市区町村や学校法人に対して、被害状況等の情報の報告を依頼し、それら情報を取りまとめて調査票に記入して、文部科学省に報告している。

原則として、幼稚園を含めた公立の学校については教育委員会が、私立学校や保育所等については首長部局がそれぞれ所管しているが、自治体によっては、幼稚園と保育所について、教育委員会又は首長部局のどちらかに事務を一元化している場合もある。

(イ) システムの導入状況

文部科学省では、既に運用を開始している「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」を活用した学校の被害状況等の情報収集に向けて、令和7年10月下旬～11月上旬に、1道4県及び9市（政令指定都市含む。）2町の協力のもと、試行を実施。

こども家庭庁では、保育所、認定こども園、児童養護施設等の被害状況等の情報収集のために、児童福祉施設等災害時情報共有システムを運用している。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

災害時における幼稚園も含めた学校の被害状況等の情報収集及び共有について、原則、文部科学省の「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」を活用する（令和 8 年度以降）。

運用状況を踏まえ、自治体のニーズを丁寧に把握した上で、適宜システムの改善を実施する。幼稚園に係る児童福祉施設等災害時情報共有システムの活用についてもその中で各自治体等からのニーズを踏まえ、検討する。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

- 災害時、最新の被害情報を迅速に入手しやすくなる。
- 国・自治体から被害状況に応じた必要な支援を迅速に受けやすくなる。

(イ) 行政の効率化

- 学校や学校設置者が、迅速かつ効率的に被害状況等の情報を報告しやすくなる。
- 国・自治体が、迅速かつ効率的に学校の被害状況等の情報を収集及び共有しやすくなる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

- 各自治体等は、基本的に国の情報収集方法に基づいて各自治体等内の情報収集方法を構築している。
- EduSurvey の試行において、参加した学校や学校設置者、自治体からは、EduSurvey を活用することによる特段の支障は聞かれなかった。
- 各自治体等において既存の情報収集方法を選択する可能性も踏まえ、被害状況その他の事情により学校や学校設置者が EduSurvey を活用して報告することが困難な場合、文部科学省が提供するエクセルファイルの調査票を電子メールで送付することにより被害状況等の情報を報告することも可能とする。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

○EduSurvey は、幼稚園も含めた学校全般を対象として既に令和 4 年度から運用を開始している汎用的な調査システムで活用実績もあり、被害状況等の情報収集ツールとして活用する場合、システム改修等の追加コストは不要である。自治体のニーズを丁寧に把握した上でシステムの改善を実施する場合でも、費用対効果や国・地方を通じたトータルコスト

に留意する。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

EduSurvey の運用状況に応じて、自治体のニーズを丁寧に把握した上で、適宜システムを改善する必要がある。

また、EduSurvey を利用する職員等への研修の実施等に係るサポートを検討する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
導入に向けた試行																					文部科学省
操作マニュアル等の改良																					文部科学省
関係機関への周知、質疑対応																					文部科学省
本運用・改善																					文部科学省

社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえたデジタル庁による推進策の検討の結果報告

令和8年6月8日
デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となった業務・システム「社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム」に係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえたデジタル庁による推進策の検討の結果報告は、以下のとおりである。

1. 業務・システム名

社会福祉施設等¹に対する指導検査業務²のシステム

(1) 背景

東京都においては、指導検査業務のデジタル化について令和3年度から検討を進め、令和5年4月から全国に先駆けて社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）の本格運用を開始している。本検証依頼の際の「他の地方自治体では導入が進んでいないことなどを踏まえると、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化³できる」との考え方に基づき、アンケート調査等で業務の実態を把握するとともに、当該システムが利用拡大できるかの適用可能性を検証した。

(2) SDXについて ※別紙1

対面・書面による業務プロセスを見直し、都民へ質の高い福祉サービスを提供するために東京都がクラウドを利用して構築したシステムである。「年度計画策定」から「実績管理」までの指導検査業務全般をシステム上で完結できる。

東京都においては、SDXの導入により、通知・資料提出のオンライン化、帳票類の自動作成、検査結果の直接入力等により、業務効率化及び事業者における負担軽減の効果が実現されている。

¹ 本検証の対象は、福祉施設のほか、社会福祉法人に対する指導監査などへの対応が可能なシステムである。

² 社会福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、老人福祉法などの福祉諸法及び関係法令（労基法・消防法等）に基づき、施設や事業者の運営が法令・基準に適合しているかを確認し、必要な助言・指導や是正措置を行う行政上の検査のこと。

³ 国と地方公共団体がバラバラに情報システムを整備・運用するのではなく、共通化・標準化・共同調達を進めることで、国・地方全体で必要となる総費用（整備費・運用費・業務コストなど）を最小に抑えること。本検証における詳細は、2.（2）イ.のとおり。

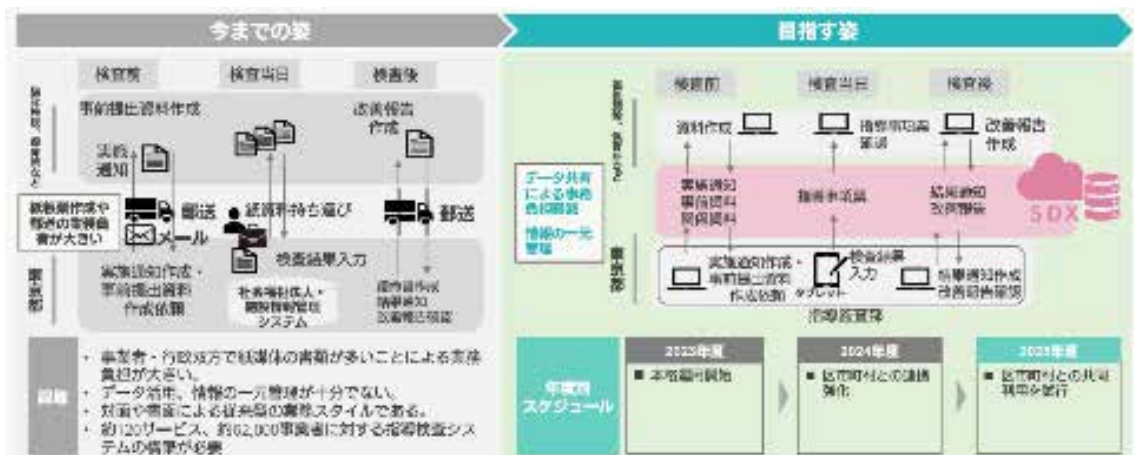


図1 SDXによる業務の変化イメージ

2. 利用拡大の実現可能性調査の結果

本検証の結果概要は、以下のとおりである。

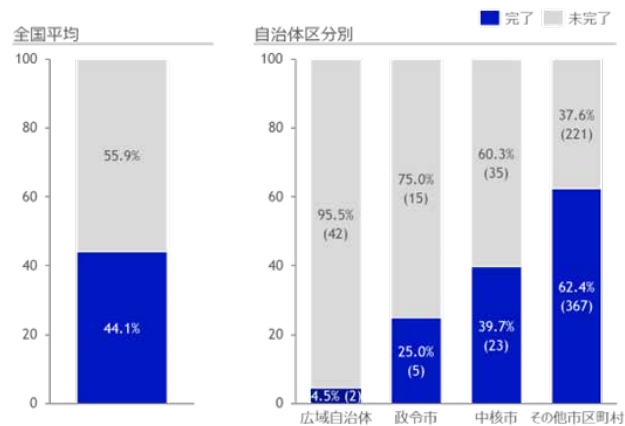
(1) 共通化すべき業務・システムの調査

ア. 現状

(ア) 業務の実態

本検証において実施した自治体アンケート(全国対象1,788件のうち、710自治体から回答)によると、全国的な指導検査の現地検査完了率は年間約56%に留まっており、検査対象となる施設数は増加傾向にあるが、業務の担い手である職員数は横ばい又は減少しているため、今後さらに悪化する可能性がある。

指導検査業務の基本的な業務手順は共通であった一方で、その実施状況や検査の所要時間においては自治体間での差が存在している。

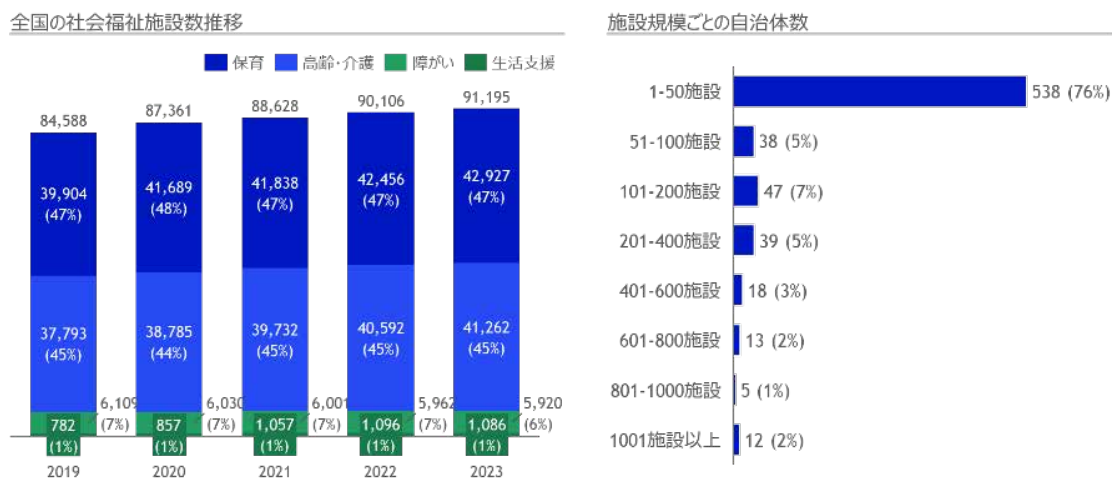


Source: 本事業内実施のアンケート調査 (指導検査実施率) (回答した710自治体を分母として集計)
 Note: 1自治体内の複数課から回答を得た場合、未完了の回答が1件でも含まれていない限り未完了としてカウント

図2 指導検査の現地検査完了率

a. 全国の社会福祉施設推移

過去5年間で、全体の施設数は6,607件増加、年平均の増加率は1.9%となっており、施設区分別では政令市・中核市の増加が大きい。

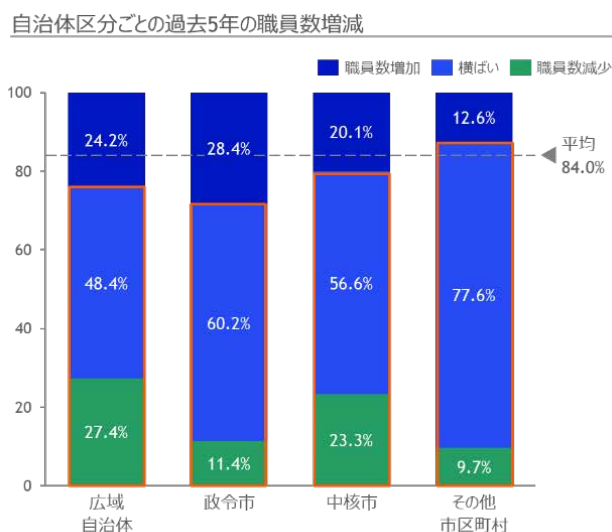


Source: 厚労省「福祉行政報告例」及び「社会福祉施設等調査」(本事業内実施のアンケート調査(「指導検査実施あり」と回答した710自治体を分母として集計))

図3 社会福祉施設推移と施設規模ごとの自治体数

b. 自治体における指導検査担当職員数の増減

職員数は84.0%の自治体で横ばい又は減少しているため、施設数の増加傾向を踏まえると、更なる実地検査完了率の低下が懸念される。



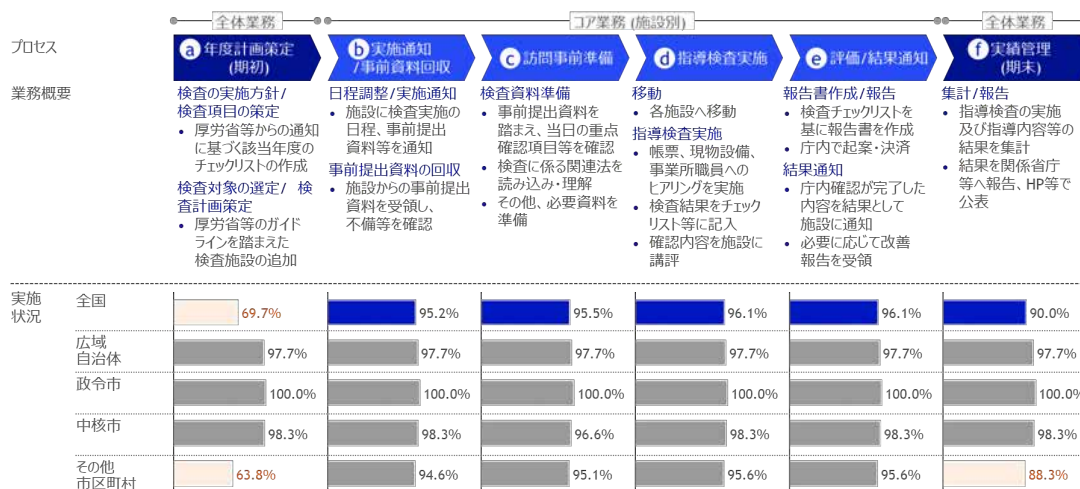
Source: 本事業内実施のアンケート調査(「指導検査実施あり」と回答した710自治体を分母として集計)

図4 指導検査担当職員数の増減

c. 業務プロセスの差異

指導検査業務は、期初/期末に施設共通で行う全体業務(②年度計画策定と⑥実績管理)と、期中に施設別で実施するコア業務(③実施通知から④評価/結果通知まで)で構成される。コア業務は全国的に共通している一方で、全体業務の実施状況には差が存在している。

また、コア業務においても、検査項目の重点化、簡易検査実施等、自治体の裁量で実施内容が異なるため、1施設当たりのコア業務の所要時間は3日~7日と大きな差がある。



Source: 本事業内実施のアンケート調査 (f 指導検査実施あり)と回答した710自治体を分母として集計)

図5 業務プロセスの実施状況

(イ) システムの導入状況

多くの其他市区町村(自治体の82.8%)では、「システム導入に必要な予算や人材不足、システム導入効果の不透明さ」を理由に、全ての業務を紙で実施、又は紙運用と汎用的なITツールの併用に留まっている。なお、一連の業務のシステム化を実現している自治体は、現状、東京都(SDX)のみが挙げられる。また、令和8年4月から保育領域に限り、制度所管であることも家庭庁が保育業務施設管理プラットフォームの運用開始を予定している。

その他、指導検査業務で活用可能な民間SaaSが確認された。

- ・ 監査くん (IT FORCE 株式会社)
- ・ Agentforce for Public Sector (旧 Public Sector Solutions)
(株式会社セールスフォース・ジャパン)
- ・ kintone (サイボウズ株式会社)

※詳細は別紙2のとおり

(ウ) 現状の業務・システムにおける課題・ニーズ

多数を占めるその他市区町村では、情報処理・分析（＝データの収集・集計・可視化及び分析に関するスキル）、職員の知見（＝制度・ガイドラインの解釈や評価判断の知識）に関する課題意識は約7割以上となっている。中核市以上の自治体は、データ管理・コミュニケーション（＝所管内外でのデータ共有、事業所とのやりとり）の課題意識が7-8割と高い。

業務負荷発生の主な要因は、「事業所情報の収集」、「書類の不備確認」、「国のガイドライン変更に基づく検査項目の整備」を行う際に、職員が都度、分析・確認・判断に追われることにあると明らかになった。これらの課題を解決するために、電子化⁴/システム化だけでなく、AI活用による人手作業の自動化やガイドラインの解釈のサポートへのニーズがあることが確認された。



Source: 本事業内実施のアンケート調査（「指導検査実施あり」と回答した710自治体を分母として集計）

図6 指導検査業務の現状課題

⁴ 書類等の電子データ化によるファイル管理ややりとりのオンライン化

イ. 共通化の実現方法の検討

共通化後の状態となる「業務・システムの目指す姿のレベル」と、共通化の方法となる「導入パターン」を次のとおり整理し、これらを組み合わせた9つのパターンを検討した。



図7 業務・システムの目指す姿のレベルと導入パターンの関係

(ア) 業務・システムの目指す姿のレベルの設定

業務の電子化・システム化の「対象業務の範囲」と、業務の効率化・高度化の「業務支援の水準」の観点から、4つの目指す姿のレベルを検討した。

a. 業務の電子化（対象範囲：狭い×支援水準：低い）

書面調査における書類授受の電子化により、紙で行っている業務を効率化する（例：書類のオンライン提出、電子ファイルでの管理）。

b. 業務全体のシステム化（対象範囲：広い×支援水準：低い）

年度計画策定から実績管理までをシステム上で実施・進捗を可視化することで、プロセスごとに分断した業務を横断的に効率化する（例：計画-進捗-実績の一気通貫管理）。

c. コア業務の高度化（対象範囲：狭い×支援水準：高い）

書面調査から評価のコア業務の電子化と AI 活用により職員の判断を支援することで、定型作業を短縮する（例：書類の不備・不足の自動検知、通知内容の自動生成）。

d. 業務全体の高度化（対象範囲：広い×支援水準：高い）

業務全体のシステム化に加え、AI 活用により人手作業を最小化する（例：チェックリストの自動判定、重点項目の抽出）。

(イ) 導入パターンの設定

本基本方針に基づき、導入パターンとして以下3パターンを対象として検討した。当該導入方法により共通化に係るコストが変動する。

① 国によるシステム構築

国が主導し1つのシステムを調達・構築する。

(自治体での調達は不要)

② 標準仕様書の整備

国が標準仕様書を策定し、複数の事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムをガバメントクラウドに構築する。各自治体は事業者を選択し利用契約を締結する。

③ 東京都 SDX のオープンソース化

東京都が SDX のソースコードをオープンソースとして整備・公開する。各自治体や事業者はオープンソースを用いて指導検査システムを構築する。

(2) 共通化の効果の試算

ア. 共通化後の効果の大きさ

前項(1)-イ-(ア)で定める「目指す姿のレベル」のうち、業務削減効果が最も大きいレベルは「d. 業務全体の高度化」である。

- a. 業務の電子化：経済性が成立する効果なし
- b. 業務全体のシステム化：約 68 億円 (14%)
- c. コア業務の高度化：約 165 億円 (34%)
- d. 業務全体の高度化：約 170 億円 (35%)

ここで示す業務削減効果は、システム導入により効率化が見込まれる作業の延べ工数(対象業務に従事する複数職員の作業時間を合算した総作業時間)に職員単価を乗じて算出した。なお、自治体職員の業務効率化による効果であり、検査対象となる社会福祉施設等の事業者のコスト削減効果は含めていない。

(百万円)

目指す姿のレベル概要	業務の電子化	業務全体のシステム化	コア業務の高度化	業務全体の高度化
	書面調査における書類授受の電子化を実施(書類の電子申請及び電子管理を実施)	年度計画策定から実績管理までの業務全体をシステム上で実施・進捗を可視化	書面調査から評価のコア業務の電子化に加え、AI活用による職員の判断を支援	業務全体のシステム化に加え、AI活用による人手作業の最小化を実施
年間の業務削減効果		6,809	16,510	17,023
コア業務の業務削減効果 ¹	ライセンス費が1施設当たりの効果を上回る	6,604	16,510	16,510
全体業務の業務削減効果 ²		205	-	514

1) 1施設あたりの業務時間×業務削減効果×施設数(148,044施設)×職員単価で算出
2) 1自治体あたりの業務時間×業務削減効果×自治体数(1,420自治体)×職員単価で算出
Note: 自治体アンケートの有効回答数のうち、指導検査を行っている自治体は710自治体、施設は74,022施設。アンケートの回収率は全自治体の50%であることから、1,420自治体・148,044施設と仮定し算出

図8 業務・システムの目指す姿の効果

イ. 共通化を進めるためのトータルコスト

コストは、前項(1)-イ-(ア)の「目指す姿のレベル」と(1)-イ-(イ)の「導入パターン」との組み合わせにより算出した。

トータルコストとしては「c. コア業務の高度化」と「①国によるシステム構築」の組み合わせが最小となる。

ここで示すコストは、システムの初期構築費用及び保守・運用費用に加え、施設単位で発生するアカウント費用(ライセンス費)や、国/自治体で発生する人件費を含め算出した。なお、「②標準仕様書の整備」「③東京都SDXのオープンソース化」は各自治体が個別にシステム/SaaSを導入・構築することを前提としている。

(百万円)

総コスト (構想から保守運用の7年間)	業務の電子化	業務全体のシステム化			コア業務の高度化		業務全体の高度化	
		国によるシステム構築	標準仕様書の整備	東京都SDXのオープンソース化	国によるシステム構築	標準仕様書の整備	国によるシステム構築	標準仕様書の整備
初期構築費 ¹		9,273	165,247	136,359	9,262	152,467	9,322	234,259
保守運用費 ¹ (5年)		76	87,756	69,012	68	79,236	108	133,764
ライセンス費 ¹ (5年)	ライセンス費が1施設当たりの効果を上回る	38	43,878	34,506	34	39,618	54	66,882
人件費								5,330
国		210	97	100	210	97	210	97
自治体 ¹		3,620	28,186	27,410	3,620	28,186	3,620	28,186

1) 自治体アンケートの有効回答数のうち、指導検査を行っている自治体は710自治体、施設は74,022施設。アンケートの回収率は全自治体の50%であることから、1,420自治体・148,044施設と仮定し算出

図9 業務・システムの目指す姿のレベルと導入パターンのコスト

ウ. 共通化後の効果とトータルコストを踏まえた経済性の分析

最も効果が高く、多数を占める小規模自治体(100 施設以下の自治体)を含むすべての自治体において経済性が成立するパターンは、「d. 業務全体の高度化」と「①国によるシステム構築」の組み合わせとなる。

「②標準仕様書の整備」や「③東京都 SDX のオープンソース化」は、小規模自治体を除く大規模自治体では、経済性が成立する。

なお、経済性(費用対効果)は、システム導入後に見込まれる業務削減効果の5年間の総額とトータルコストを比較した。

	業務の電子化	業務全体のシステム化			コア業務の高度化		業務全体の高度化		(百万円)
		国によるシステム構築	標準仕様書の整備	東京都SDXのオープンソース化	国によるシステム構築	標準仕様書の整備	国によるシステム構築	標準仕様書の整備	
全自治体の経済性 ¹⁾ (効果と総コスト比較)		24,773	(131,199)	(102,312)	73,287	(69,917)	75,795	(149,141)	
自治体への導入可能率 (710自治体)		536自治体 (75%)	21自治体 (3%)	26自治体 (4%)	575自治体 (81%)	71自治体 (10%)	710自治体 (100%)	55自治体 (8%)	
1-100 施設 (576自治体)	ライセンス費が 1施設当たりの 効果を上回る	402自治体 (70%)	0自治体 (0%)	0自治体 (0%)	441自治体 (77%)	0自治体 (0%)	576自治体 (100%)	0自治体 (0%)	
101- 1,000施設 (122自治体)		122自治体 (100%)	9自治体 (7%)	14自治体 (11%)	122自治体 (100%)	59自治体 (48%)	122自治体 (100%)	43自治体 (35%)	
1,001 施設以上 (12自治体)		12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	12自治体 (100%)	

1) 自治体アンケートの有効回答数のうち、指導検査を行っている自治体は710自治体、アンケートの回収率は全自治体の50%であることから、1,420自治体と仮定し算出

図 10 業務・システムの目指す姿のレベルと導入パターンの経済性

(3) 共通化を進める上での制約事項・考慮すべき事項

ア. 導入パターンの制約

前項(2)-ウで検討したとおり、最も効果が高く、すべての自治体において経済性が成立するパターンは、「d. 業務全体の高度化」と「①国によるシステム構築」の組み合わせとなるが、本基本方針における記載⁵のとおり、国の開発運用体制の確保に課題があることや、一社のシステムとなるため競争による改善が働かないというデメリットもあるため、特に、本項(3)-イ-(ウ)で示すとおり、指導検査業務に活用可能な民間 SaaS が複数存在する中にある場合は、現時点で「①国によるシステム構築」を共通化の方法とすることについては、慎重な検討が必要である。それ以外の導入パターンは多数を占める小規模自治体の経済性を確保することが難しいことに加え、トータルコストの引き下げにもつながりにくいことから、現時点で全国一律の共通システムとして広く展開することについては、自治体の規模等による差異を勘案しつつ、慎重に見極める必要がある。

(3)-イ-(ウ)で示す民間 SaaS は、指導検査業務に特化した民間 SaaS があり、既に具備されている機能をそのまま活用することも可能と想定され、その場合、仕様を定義する必要はない。国により共通仕様を新たに整備するよりも、追加開発費を要せずに導入できる可能性があるため、自治体の業務実態によっては選択肢として検討の余地がある。

イ. 経済性を踏まえた考慮すべき事項

(ア) 継続的なメンテナンス

共通化を進めるためのトータルコストは、金額規模として相応に大きいと評価される。その主な要因は、(1)-ア-(ア)-c で特定された業務プロセスの差異に起因している。結果、共通 SaaS 導入後も各自治体の実態に応じた設定変更、機能調整、帳票や業務フローの追加対応等が継続的に発生し、一定のメンテナンスコストを要することが見込まれる。

特に小規模自治体においては、メンテナンスを担う人材の恒常的な確保が難しいという構造的課題が存在するため、本取組は単にトータルコスト最小化を図るだけでなく、業務プロセスのどの部分を共通化するかを見極めつつ、小規模自治体の持続性を考慮する必要がある。

この場合、(2) ウ. で示したように、1,001 施設以上を所管する自治

⁵ 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）より抜粋

VRSのように、国が1つのシステムを調達・構築し、地方公共団体の調達を不要とする方法もある（共通化パターンA）。地方公共団体はシステムを利用するだけでよいので全国展開を迅速に行うことができる一方、国の開発運用体制の確保に課題があることや、一社のシステムとなるため競争による改善が働かないというデメリットもあるため、主に緊急時対応等を想定した方法である。

体においては、すべてのパターンで経済性が成立したことから、共同利用によりコストが下がる部分があると考えられる。現在、東京都において実施を進めている共同利用の取組の経過から、他の自治体にとって貴重な示唆が得られると見込まれる。

(イ) 情報の電子化と業務の適正化

業務の実態として、事業者が電子化に対応できていないことを理由に、中核都市規模でも半数ほどを紙媒体で業務処理している事例が確認されたため、この部分の改善を進める必要があるが、一部の自治体においては、書類の電子ファイル化や組織横断での情報管理と併せ、業務を定型化することで、現状の施設規模(200~300施設程度)であればシステム導入をせずに業務負担の軽減を実現している事例を確認した。システム導入を検討する前提として、電子化の推進度合いや組織にとって扱いやすいデータ管理方法などを見極めておく必要がある。

(ウ) 民間 SaaS の存在

指導検査業務に活用可能な民間 SaaS が複数存在することが確認された。各自治体での調達は必要となるが、民間 SaaS に具備されている機能をそのまま利用する場合、要件定義や設計にかかる人員や工数の低減が見込まれる。

(4) まとめ

経済性の分析結果として、共通化の方法としてとり得る導入パターンは、小規模自治体における経済性の成立や、社会全体のトータルコストの引き下げが難しく、現時点で全国共通のシステムとして広く展開することについては、慎重な検討が必要である。

情報の電子化と業務の適正化によりシステム導入可能な状態が整備されており、かつ、経済性が成立すると見込まれる自治体は、民間 SaaS の利活用の余地があると考えられる。

システム導入による経済性の成立が見込めない自治体は、情報の電子化や業務手順の整理などを図ることによって、一定の情報管理の改善や業務の適正化が見込まれる。

分析結果と制約事項・考慮すべき事項に基づく以上のことから、現時点では、(1)-イ-(イ)の導入パターンによる全国一律のシステム導入以外の方法が選択肢として考えられる。

3. 本検証の結論を踏まえたデジタル庁による推進策

(1) 共通化以外の方法の推進における課題

指導検査業務は社会福祉分野以外にも多数存在し、各分野の制度所管省庁において自治体に対する業務についての支援（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言など）を行っているが、制度所管省庁に対し、本検証の内容が周知されていないため、各制度所管省庁における指導検査に関する自治体への支援状況を把握した上で、必要な情報を提供する必要がある。

(2) 対応方針

本検証で明らかになったシステム導入の可能性に加え、「有用なデータ管理及びワークフローの事例」、「民間 SaaS の機能」等、自治体支援の対応のために有効と考えられる情報について、各自治体が個々の状況に合わせて適切な手法を選択できるよう、以下のとおり制度所管省庁に情報を提供する。

ア. SDX の導入効果及びノウハウについて

導入効果は別紙 1 のとおり。各自治体が、SaaS 導入などのデジタル化を進めるにあたり、SDX 構築の仕様・ノウハウ等をオープン化し参考とすることで、仕様を検討する等の作業コストが削減されるメリットがある。

イ. 民間 SaaS の利活用検討について

上記（ア）の対応を前提に、民間事業者の業務における電子化を見極めながら、民間 SaaS について各自治体の判断での導入可否を検討することが可能である（民間 SaaS の機能等は別紙 2 のとおり）。この際の費用対効果は、本検証の効果・コスト試算の考え方が参考となる。制度所管省庁においては、各自治体へ民間 SaaS について情報提供を行うとともに、制度改正時等、自治体の業務コストが発生することが見込まれる際は、民間 SaaS の機能も加味した、チェックリストの標準的な様式を示すこと等も有効であると考えられる。そのため、自治体の意見も踏まえ、制度所管省庁におけるチェックリストの標準的な様式の作成の検討に資するよう、必要な情報提供を行う。

こども家庭庁の保育業務施設管理プラットフォームでは、施設情報や監査情報など、指導検査業務に必要な情報も対象とした、自治体独自システムとのデータ連携機能の改修が予定されている。共通/個別のシステムの

機能分担の整理やデータ連携機能等の活用により、既存の自治体システムとの整合性の担保も可能となることが期待される。

ウ. 民間 SaaS の共同調達や共同利用について

本検証において、国によるシステム整備の場合であっても小規模自治体については経済性を確保することが難しかったことから、本基本方針でも示されているとおり、共同利用や共同調達の推進が有効であると考えられる。単独での民間 SaaS 導入が難しい自治体については、都道府県による共同調達や自治体間での共同利用を推進することが考えられる。なお SDX の共同利用については、東京都が先行的に取り組んでおり、随時情報発信している。

エ. システム導入の有無にかかわらず他の参考となる事例について

本検証で明らかとなった指導検査業務に共通する業務手順において、システム導入の有無にかかわらず他の参考となる事例があった。

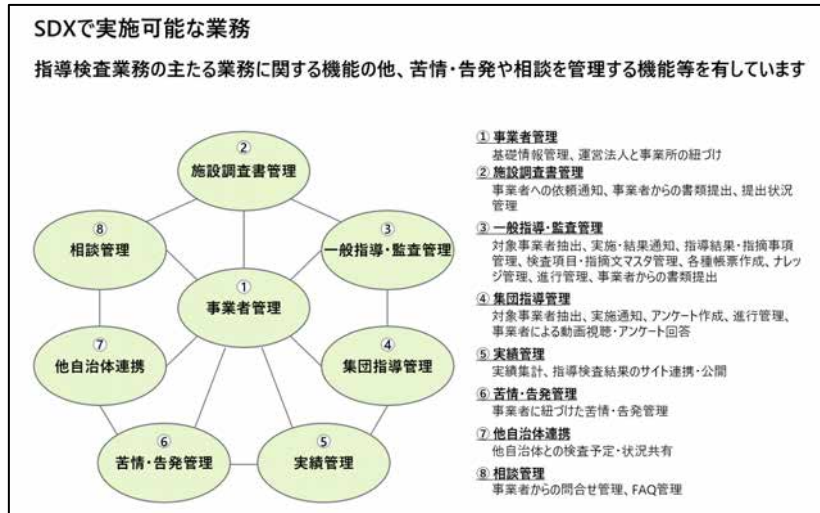
当該事例において、指導検査業務に限らず、庁内作業は業務用の IT ツール(文書作成やファイル共有ツール)で統一されており、情報が電子管理されている。そのため、指導検査向けのシステムを導入せずとも、年度ごとの施設情報・検査実績の管理や参照、庁内での共有が適切に実施されている。また、IT ツールの利用を工夫し、通知文の作成や情報の抽出・集約等を自動化することで、職員ごとに実施していた作業を定型化している。

当該事例について各自治体に情報提供を行い、BPR を促すことで各自治体の実態に合った業務の適正化を促すことが有効である。

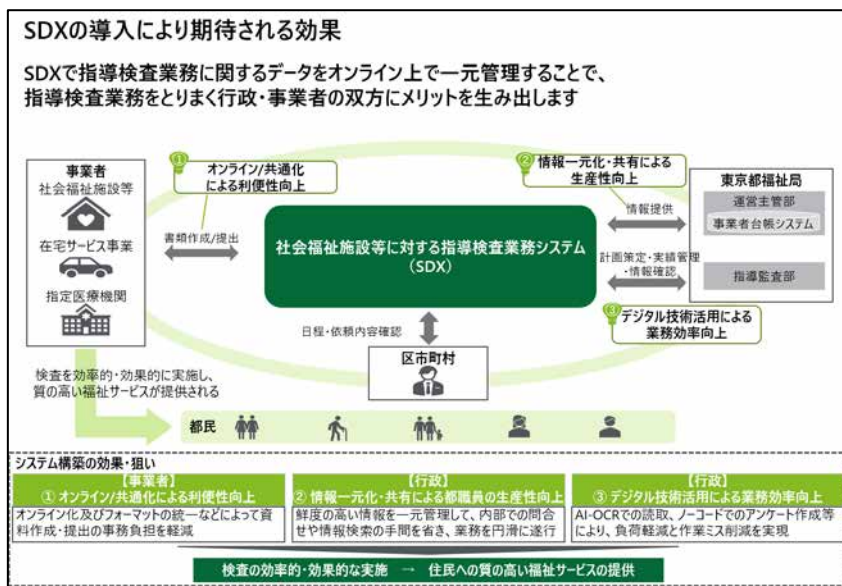
(別紙 1)

社会福祉施設等に対する指導検査業務システム (SDX)

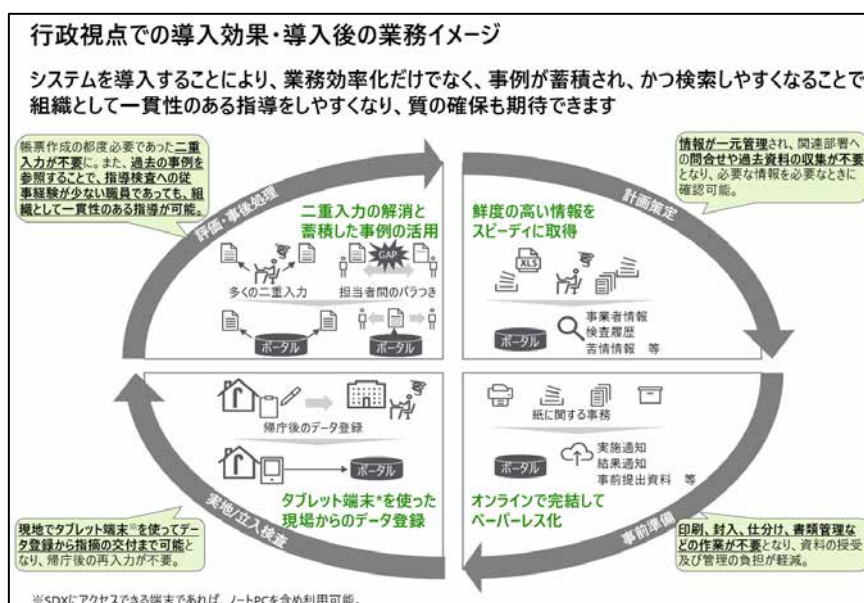
社会福祉施設等に対する指導検査業務の効率化と都民サービス向上を目的として SDX の構築・展開を推進。SDX は年度計画策定から実績管理までの業務全般をシステム上で実現している。



通知の発出や資料提出等をすべてクラウド上で実施することで郵送等の手間を削減でき、東京都と社会福祉施設等の双方の負担軽減につながっている。また、通知や各種帳票類を自動作成できるほか、指摘事項や指摘文マスタをシステムに取り込むことでチェックリストを作成でき、実地検査の場で PC 等を活用し、検査結果を直接入力することが可能となっている。



これらの指導検査業務の主たる業務に関する機能の他、苦情・告発や相談を管理する機能等も有しており、データを一元管理することができる。



令和5年度から東京都において本システムを使用した指導検査を開始しており、令和8年4月からは都内区市町村との共同利用を本格的に開始する。区市町村との共同利用により、都と区市町村間の速やかな情報共有等による指導検査の連携強化や、蓄積される関連データの活用・分析等による効果的な指導検査等の実施を目指している。

1. 共同利用の検討の背景

区市町村においても、社会福祉施設等に対する指導検査が実施されているが、現状では指導検査時の手書きメモから報告書を作成するという二重作業や指導検査時の膨大な書類の持ち運びが負担となっていた。

SDX を都と区市町村が共通で利用することにより、情報の一元化と業務プロセスのデジタル化による事務作業の削減、検査結果・事業者情報等の情報共有による業務の均一化が、区市町村からも強く期待されている。(令和6年度アンケート・ヒアリング調査より)

2. 共同利用の進め方

東京都は、SDX を区市町村が円滑に導入できるよう、令和7年度に必要なシステム改修とテスト運用を実施し、令和8年度から本格利用を開始する。共同利用は希望する区市町村から段階的に進める方針であり、SDX の基本機能は全自治体で共通して利用できるよう整備する。必要に応じて検査項目の追

加・変更・独自項目の登録が可能であり、柔軟に対応できる。

3. 共同利用によって期待される効果

区市町村と東京都が同一システムを利用することで、以下のような効果が期待される。

(1) 指導検査の連携強化

検査結果、施設情報などを SDX 上で即時共有できるため、効率的な検査計画の立案が可能となる。

(2) 事業者の負担軽減

提出書類のオンライン化により、紙提出・郵送等の負担が大きく削減される。また、事業者側でも提出状況や通知をオンラインで確認でき、業務の進捗状況が可視化できる。

(3) データ分析による効果的な指導検査

将来的には、都内全体の検査データを集約することで、指摘事項の傾向分析やリスクの可視化が可能となり、集団指導や研修への活用、区市町村の検査支援につながる。

(4) 事例やデータの蓄積

過去の指摘事例や検査記録がシステム上に蓄積され、経験の少ない職員でも一貫性のある指導が行えるようになる。また、ノウハウの効率的な浸透・継承もできる。

4. 運営主体と支援体制

共同利用開始後は当面、東京都が運営主体として区市町村への導入支援、研修、マニュアル提供、ヘルプデスク運営、追加開発・機能改修の取りまとめ等を行う。区市町村は、端末準備や事業者周知、データ移行等を行うが、事前に「お試し環境」でシステム操作を実際に試すことが可能である。

(別紙 2)

指導検査業務で活用可能なシステム・民間 SaaS の現状

(ア) こども家庭庁 保育業務施設管理プラットフォーム

自治体や保育施設等の業務負担軽減、保護者の利便性向上を図ることを目的として、保育業務ワンスオンリー、保活ワンストップの実現を目指す取組を推進。

自治体と保育施設等の間でオンライン手続を可能とする保育業務施設管理プラットフォーム、保活の情報収集・保育施設等見学予約や就労証明書の発行等を可能とする保活情報連携基盤の整備を進めている。

(イ) 民間 SaaS

指導検査に活用可能な SaaS として、指導検査業務に特化したシステムや行政手続全般に対応可能なシステムが存在することのほか、指導検査向けの SaaS 開発への取り組みを進めている事業者がいることを確認した。

a. 監査くん (IT FORCE 株式会社)

紙業務にかかる手間の削減、事業所の負担軽減、自治体職員のスキル・ノウハウの継承を目的とした、指導検査業務に特化したシステムであり、セールスフォースプラットフォーム上で稼働するクラウドサービスとして提供されている。年度計画策定や過去履歴の検索、チェックリストの作成、事業所への通知等、指導検査業務に必要な基本機能が具備されている。

チェックリストは、項目ファイルをシステムにアップロードすることで、自治体職員によるガイドラインに応じた項目の変更が可能である。また、社会福祉業務以外の領域の検査業務への対応が可能な仕組みとなっている。

令和 5 年から大阪府において実証に取り組んでおり、令和 8 年 3 月から実装が開始される。対応する分野は、医療・福祉に加え、類似業務を持つ薬務・環境・食品への横展開も想定されている。

b. Agentforce for Public Sector (旧 Public Sector Solutions)

(株式会社セールスフォース・ジャパン)

制度や環境変化への政府機関の柔軟な業務対応やセキュリティ・サービス水準の向上、行政の横連携を目的とした、行政手続全般に対応

する機能群として提供されている。

行政による検査及び違反のモニタリングが可能な検査管理の機能群や、電子申請等の機能群をベースにカスタマイズすることで、指導検査業務に適用可能となる。

c. kintone (サイボウズ株式会社)

情報の一元管理・共有・可視化を目的とした、業務担当自身でのアプリ開発が可能なサービスとして提供されている。

サービス内で提供されている書類管理や申請、進捗管理等の機能群を組み合わせてカスタマイズすることで、指導検査業務に適用可能となる。

その他. 宮崎県による実証 (令和6年11月～令和7年3月)

「社会福祉施設等の指導監査計画・管理の一元化」実証事業として、障がい者支援施設を対象とした指導監査業務における対象施設の抽出、事業者との連絡、庁内外への報告といった一連の業務をシステム化し、効果を検証した。

検証の結果、指導監査対象施設リスト作成の自動化による年間約260時間の削減、監査準備・結果取りまとめ作業の年間約1,790時間の削減、さらに事業所との連絡・情報照会業務の効率化による手間・時間・コストの削減と選定漏れ防止の実現が確認された。